

保証制度のご案内

【特例保証等編】

令和 6 年 11 月現在

兵庫県信用保証協会

目次

I. 一般保証関係

1	輸入与信保証	1 P
2	手形貸付根保証、割引根保証	2 P
3	長期経営資金保証（やくしん）	3 P
4	予約保証	4 P
5	地域ふれあい保証	5 P
6	ぐるり瀬戸内活性化保証（せとうち保証）	6 P
7	自主廃業支援保証	7 P

II. 別枠・特別保証関係等

8	流動資産担保融資保証	9 P
9	特定社債保証	11 P
10	海外投資関係保証	12 P
11	新事業開拓保証	13 P
12	エネルギー対策保証	14 P
13	事業再生保証	15 P
14	公害防止保証	16 P
15	一括支払契約保証	17 P
16	経営安定関連保証（セーフティネット保証）	18 P
17	創業関連保証	19 P
18	再挑戦支援保証	21 P
19	連携創業支援等関連保証	23 P
20	経営革新関連保証	24 P
21	経営革新等支援関連保証	26 P
22	経営力向上関連保証	27 P
23	特定新技術事業活動関連保証	29 P
24	先端設備等導入関連保証	30 P
25	特定信用状関連保証	31 P
26	地域経済牽引事業関連保証	33 P
27	地域経済牽引支援関連保証	35 P
28	農商工等連携事業関連保証	36 P
29	農商工等連携支援関連保証	37 P
30	商店街活性化事業関連保証	38 P
31	商店街活性化支援関連保証	39 P
32	商店街活性化促進事業関連保証	40 P
33	商店街整備等支援関連保証	41 P
34	中心市街地商業等活性化関連保証	42 P
35	中心市街地商業等活性化支援関連保証	43 P
36	中小小売商業関連保証	44 P
37	流通業務総合効率化関連保証	45 P

38	小規模事業者支援関連保証	46 P
39	特定下請連携事業関連保証	47 P
40	下請振興関連保証	48 P
41	下請中小企業取引機会創出事業関連保証	49 P
42	情報提供支援関連保証	50 P
43	情報処理支援関連保証	51 P
44	技術等情報漏えい防止措置関連保証	52 P
45	情報処理システム運用・管理関連保証	53 P
46	特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証	54 P
47	伝統的工芸品支援関連保証	55 P
48	地域伝統芸能等関連保証	56 P
49	労働力確保関連保証	57 P
50	社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証	58 P
51	経営承継関連保証	59 P
52	特定経営承継関連保証	60 P
53	経営承継準備関連保証	61 P
54	特定経営承継準備関連保証	63 P
55	経営承継借換関連保証	64 P
56	事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）	65 P
57	事業再生円滑化関連保証	67 P
58	特定中小企業再生支援関連保証	68 P
59	災害関係保証	69 P
60	東日本大震災復興緊急保証	70 P
61	危機関連保証	71 P
62	事業継続力強化関連保証	72 P
63	連携事業継続力強化関連保証	73 P
64	農林水産物・食品輸出促進支援関連保証	75 P
65	供給確保関連保証	77 P

保証限度額及び保証対象者一覧表	79 P
提出書類	84 P
お問い合わせ・ご相談の窓口	85 P

- 主な要件のみを記載しておりますので、これ以外にも要件等がある場合があります。
- 各保証制度に記載されている【必要書類】については、通常の保証における添付書類の他に必要書類となります。また記載されている書類以外に必要な書類がある場合があります。
- 責任共有制度の対象外となる保証（100%保証）以外は、責任共有制度の対象となる場合の保証料率を記載しています。
- ご利用には審査がありますので、ご希望に沿えない場合があります。

I . 一般保証関係

1 輸入与信保証

中小企業者が海外から商品を輸入する場合に必要な信用状の開設及びその後続く与信（後続与信）に係る保証

保証対象者	次の①又は②のいずれかの要件に該当する中小企業者 ①1年以上の輸入実績があり、現在も継続して輸入していること。 ②1年以上継続して同一の保証対象業種を営んでおり、6か月以上の輸入実績があつて、その業種に係る商品を輸入しようとすること。																																									
保証限度額	2億8,000万円 ※上記の保証限度額のうち、無担保保証の限度額は、8,000万円となります。																																									
資金使途	信用状開設（後続与信を含む。）に必要な定期預金の設定資金																																									
保証期間	1年以内																																									
貸付利率	金融機関所定の貸付利率																																									
貸付形式	手形貸付・証書貸付																																									
返済方法	一括返済・分割返済																																									
担保	必要に応じて提供していただきます。																																									
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。																																									
保証料率	経営状況に応じて決定（下表参照） <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr><tr><td rowspan="2">責任共有保証料率</td><td>貸借対照表あり</td><td>1.90%</td><td>1.75%</td><td>1.55%</td><td>1.35%</td><td>1.15%</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td></tr><tr><td>貸借対照表なし</td><td colspan="9">1.15%</td></tr></table>										区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有保証料率	貸借対照表あり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	貸借対照表なし	1.15%								
区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																
責任共有保証料率	貸借対照表あり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%																																
	貸借対照表なし	1.15%																																								
必要書類	①輸入実績及び計画書 ②保証付輸入保証 L/C 明細書（更新する場合）																																									
取扱金融機関	三菱UFJ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、但馬銀行、池田泉州銀行、北陸銀行、中国銀行、関西みらい銀行、四国銀行、阿波銀行、三井住友信託銀行、みなと銀行、徳島大正銀行、神戸信用金庫、日新信用金庫、北おおさか信用金庫																																									
保証割合	責任共有制度対象																																									
審査担当部署	各事務所・支所																																									

2 手形貸付根保証、割引根保証

あらかじめ定めた保証限度額、保証期間の範囲内で、反復、継続して行われる手形貸付、手形割引に対する保証

保証対象者	中小企業者										
保証限度額	2億8,000万円（組合は4億8,000万円） ※上記の保証限度額のうち、無担保保証の限度額は、8,000万円となります。										
資金使途	運転資金・設備資金										
保証期間	1年以内										
貸付利率	金融機関所定の貸付利率										
貸付形式	手形貸付・手形割引・電子記録債権割引										
担保	必要に応じて提供していただきます。										
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。										
保証料率	経営状況に応じて決定（下表参照） ＜手形貸付根保証＞										
	区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	責任共有 保証料率	貸借対照表あり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
		貸借対照表なし	1.15%								
	＜割引根保証＞										
区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
責任共有 保証料率	貸借対照表あり	1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.85%	0.68%	0.51%	0.39%	
	貸借対照表なし	0.98%									
保証割合	責任共有制度対象										
審査担当部署	各事務所・支所										
その他	①手形貸付は保証期間内に生じ、かつ保証期間内に終了することが必要です。 ②割引は、保証期間内に生じることが必要です。 ③中小企業者と金融機関との間に継続取引に関する基本約定（銀行取引約定書等）を締結していることが必要です。 ④割引をする商業手形等について、支払人ごとに割引限度額を定めたり、支払人を限定することがあります。 ⑤金融業においては、投機を目的とする資金が混入する虞があるため取扱いできません。										

一定の保証要件を満たした中小企業者に対する超長期の保証

保証対象者	次のいずれかの要件を満たしている中小企業者（組合は対象外）										
			要件（1）				要件（2）				
	業歴		同一事業を3年以上				同一事業を5年以上				
	与信取引		事業上の貸付実績が1年以上				事業上の貸付実績が1年以上				
	決算内容		最近の2年間の決算で 2年とも利益計上				最近の2年間の決算で いずれか1年で利益計上				
財務内容		債務超過でない				繰越欠損がない					
保証限度額	1企業3,000万円以上2億円 ※保証金額は百万円単位とし、他の保証債務残高を含め2億円が限度となります。										
資金使途	運転資金・設備資金										
保証期間	【運転資金】		5年以上15年以内（据置期間6か月以内）								
	【設備資金】		5年以上20年以内（据置期間6か月以内）								
	【運転・設備資金】		5年以上20年以内（据置期間6か月以内）								
貸付利率	金融機関所定の貸付利率										
貸付形式	証書貸付										
返済方法	均等分割返済										
担保	必要										
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。										
保証料率	経営状況に応じて決定（下表参照）										
	区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	責任共有 保証料率	貸借対照表あり	1.80%	1.65%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%
貸借対照表なし		1.05%									
※有担保割引後の保証料率を掲載しています（0.1%引下げ）。											
必要書類	やくしん利用申請書										
保証割合	責任共有制度対象										
審査担当部署	各事務所・支所										
その他	当協会と所定の契約を締結した金融機関のみ取扱いできます。										

4 予約保証

中小企業者の一時的かつ緊急的な資金需要への迅速な対応を目的とした保証

保証対象者	次の全ての要件に該当する中小企業者 ①同一事業の業歴が3年以上あること。 ②申込金融機関との与信取引が1年以上あること。 ③ランク別保証料率が適用されること。 ④保証料率区分が2以上であること。 ※法人成り等で決算未到来の方や、個人で貸借対照表未作成の方は、ランク別保証料率は適用されないため、利用不可																																						
保証限度額	2,000万円（小口零細企業保証を利用する場合は500万円） ※既存の予約保証の残高との合計で2,000万円（小口零細企業保証を利用する場合は500万円）となります。 ※予約中の金額を含みます（ただし、一金融機関一予約）。																																						
資金使途	運転資金・設備資金																																						
保証期間	5年以内																																						
貸付利率	金融機関所定の貸付利率																																						
貸付形式	証書貸付																																						
返済方法	均等分割弁済																																						
担保	必要に応じて提供していただきます。																																						
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。																																						
保証料率	経営状況に応じて決定（下表参照） ※通常時の保証料率よりも1区分高い料率を適用します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>責任共有保証料率</td><td>貸借対照表あり</td><td>1.90%</td><td>1.75%</td><td>1.55%</td><td>1.35%</td><td>1.15%</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td><td>0.60%</td></tr> <tr> <td>責任共有外保証料率</td><td>貸借対照表あり</td><td>2.20%</td><td>2.00%</td><td>1.80%</td><td>1.60%</td><td>1.35%</td><td>1.10%</td><td>0.90%</td><td>0.70%</td></tr> </tbody> </table>									区分		②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有保証料率	貸借対照表あり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	責任共有外保証料率	貸借対照表あり	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%
区分		②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																														
責任共有保証料率	貸借対照表あり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%																														
責任共有外保証料率	貸借対照表あり	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%																														
貸付中止事由	予約期間中に次に定めるいずれかの事由が生じた場合は、借入ができません。 ①当協会の業務区域内（兵庫県）において事業を行わないこととなったとき。 ②金融機関からの借入について、延滞若しくは事故報告書の提出事由が生じたとき。 ③信用状況の著しい悪化等により、申込金融機関が貸付を行うに適當でないと判断し、当協会に申し入れをしたとき。 ④当協会が金融機関に対し、貸付を行わないよう申し入れをしたとき。																																						
必要書類	貸付中止事由同意書																																						
保証割合	責任共有制度対象（小口零細企業保証を利用する場合は、責任共有制度対象外）																																						
審査担当部署	各事務所・支所																																						
その他	①本保証制度は、原則として、事前相談（専用様式）が必要となります。 ②信用保証書の有効期間を長期（365日）とすることにより、あらかじめ保証付融資枠を確保します。 ③予約期間中であっても、一般保証枠を利用しているものと見なされます。 ④金融機関経由申込のみの取扱いとなります。 ⑤保証協会団体信用生命保険の加入はできません。																																						

商工会・商工会議所と連携し、小規模事業者の円滑な資金調達を支援する保証

保証対象者	兵庫県内に事業所を有し、次の要件①～④に該当し、法人の場合は⑤および⑥、個人の場合は⑦および⑧に該当する中小企業者（特定非営利活動法人（NPO法人）は除く。） ①保証対象業種を営み、許認可等を必要とする業種は当該許認可等を取得していること ②常時使用する従業員数が20人（商業またはサービス業は5人）以下であること ※宿泊業、娯楽業および旅行業は20人以下 ③1年以上同一事業を営み今後も当該事業を継続する先で、1回以上税務申告を行っていること ④商工会または商工会議所から経営指導を受け、推薦を受けていること （法人の場合） ⑤保証申込直前期において、経常利益を計上していること ⑥保証申込直前期において、債務超過でないこと （個人の場合） ⑦保証申込直前期の決算において、所得金額（申告控除・専従者給与控除前）を計上していること ⑧申告の種類は青色・白色を問わず、確定申告書に添付の青色申告決算書または収支内訳書（白色申告の場合）で売上金額が把握できること											
保証限度額	2,000万円 ※既存の保証協会保証付残高との合計で2,000万円以内とします。 ※保証申込直前期の決算における平均月商3か月分の範囲内とします。											
資金使途	運転資金・設備資金											
保証期間	7年以内（据置期間6か月以内）											
貸付利率	金融機関所定の貸付利率											
貸付形式	証書貸付・手形貸付・手形割引											
返済方法	一括返済・分割返済											
担保	不要											
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。											
保証料率	経営状況に応じて決定（下表参照）											
	区分			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	無担保保証	責任共有外保証料率	貸借対照表あり	2.10%	1.90%	1.70%	1.50%	1.25%	1.00%	0.80%	0.60%	0.40%
			貸借対照表なし	1.25%								
	経営安定関連保証	責任共有外保証料率		0.80%（有担保割引なし）								
特別小口保証	責任共有外保証料率		0.90%									
必要書類	協会と覚書を締結している商工会または商工会議所が発行する「推薦書」											
保証割合	責任共有制度対象外（100%保証）											
審査担当部署	各事務所・支所											

瀬戸内観光の活性化のために必要な資金について行う保証

保証対象者	次の全ての要件に該当する中小企業者 ①せとうちDMOが運営するメンバーシップ制度の会員であること。 ②一般社団法人せとうち観光推進機構による推薦を受けていること。										
保証限度額	5,000万円										
資金使途	運転資金・設備資金										
保証期間	10年以内（据置期間1年以内）										
貸付利率	金融機関所定の貸付利率										
貸付形式	手形貸付・証書貸付										
返済方法	一括返済・分割返済										
担保	必要に応じて提供していただきます。										
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。										
保証料率	経営状況に応じて決定（下表参照）										
	区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	責任共有 保証料率	貸借対照表あり	1.71%	1.58%	1.40%	1.22%	1.04%	0.90%	0.72%	0.54%	0.41%
貸借対照表なし		1.04%									
必要書類	一般社団法人せとうち観光推進機構が発行した推薦書										
保証割合	責任共有制度対象										
審査担当部署	各事務所・支所										

経営者が自主的に撤退を決断する場合に必要な資金（買掛金、現状復帰等のつなぎ資金）について行う保証

保証対象者	現在事業を行っている中小企業者であって、次の全ての要件に該当するもの。 ①事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択するもの。 ②直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込めること。 ③バンクミーティング等（債権者たる金融機関等の関係者が当該申込人への支援の方向性、内容等を検討する場）により合意に至った廃業計画書に従って計画の実行及び進捗の報告を行うもの。																																									
保証限度額	3,000万円																																									
資金使途	廃業計画の実施に必要な事業資金																																									
保証期間	1年以内（終期は解散予定日より前とします。）																																									
貸付利率	金融機関所定の貸付利率																																									
貸付形式	手形貸付・証書貸付																																									
返済方法	一括返済・分割返済																																									
担保	必要に応じて提供していただきます。																																									
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。																																									
保証料率	経営状況に応じて決定（下表参照） <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr><tr><td rowspan="2">責任共有保証料率</td><td>貸借対照表あり</td><td>1.90%</td><td>1.75%</td><td>1.55%</td><td>1.35%</td><td>1.15%</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td></tr><tr><td>貸借対照表なし</td><td colspan="9">1.15%</td></tr></table>										区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有保証料率	貸借対照表あり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	貸借対照表なし	1.15%								
区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																
責任共有保証料率	貸借対照表あり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%																																
	貸借対照表なし	1.15%																																								
必要書類	①廃業計画書 ②確認書																																									
保証割合	責任共有制度対象																																									
審査担当部署	各事務所・支所																																									

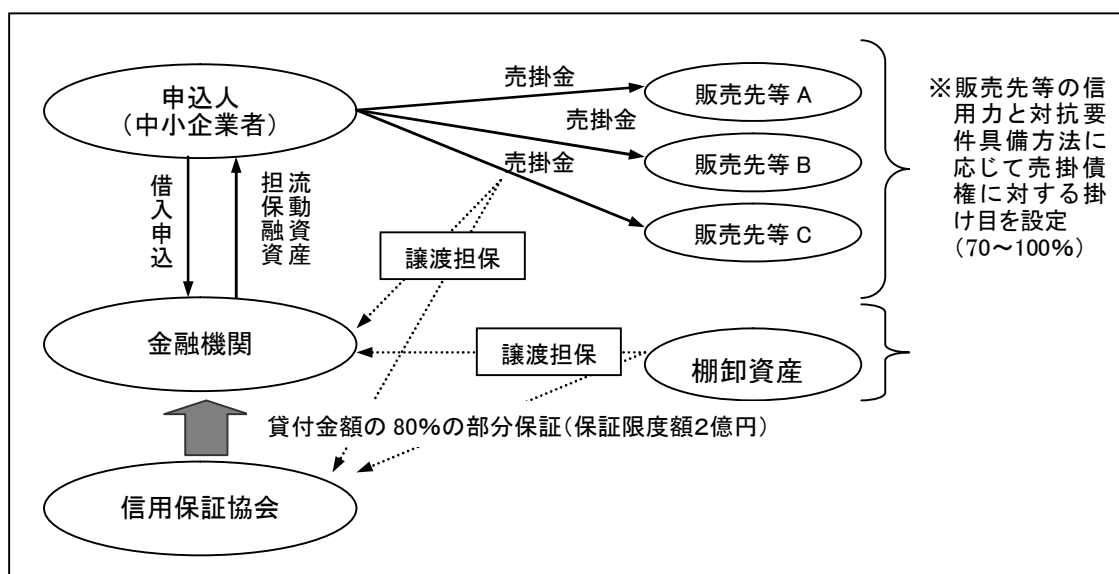
Ⅱ．別枠・特別保証関係等

中小企業者の有する流動資産（売掛債権及び棚卸資産）を担保とした保証

保証対象者	国内事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者 ※棚卸資産を担保とする場合は、法人に限ります。		
保証限度額	2億円（保証協会の保証割合 80%） ※貸付限度額は 2 億 5,000 万円となります。 ※既存の流動資産担保融資保証の残高との合計で 2 億円以内となります。		
資金使途	運転資金・設備資金		
保証形態	根保証・個別保証		
保証期間	1 年間（個別保証の場合は 1 年以内） ※個別保証で未発生債権を引当としない場合は、6 か月以内を目途とします。		
貸付形式	根保証の場合：当座貸越 個別保証の場合：手形貸付		
返済方法	根保証の場合：約定弁済又は非約定（随時）弁済 個別保証の場合：一括弁済		
貸付利率	金融機関所定の貸付利率		
担保	申込人の有する売掛債権及び棚卸資産（どちらか一方を含む。） ※個別保証の場合は売掛債権に限ります。		
連帯保証人	不要		
保証料率	年 0.68%		
対抗要件	売掛債権や棚卸資産を担保とするには、保証決定後、借入までの間に「対抗要件の具備」と呼ばれる法律（民法又は動産債権譲渡登記特例法）が定める手続が必要となります。		
借入限度額の決定方法	①根保証の極度額は、担保として徴求する売掛債権の見積額に、下記に定める割合を上限とした第三債務者ごとの掛目（%）を乗じた額及び担保として徴求する棚卸資産の見積総額に 30% を乗じた額の合計額を超えない範囲とする。 ②個別保証に係る貸付額は、返済引当となる売掛債権額に、下記に定める割合を上限とした第三債務者（売掛先）ごとの掛目（%）を乗じた額を超えない範囲とする。		
		一般企業（A）	店頭、新興市場 上場有配企業（B）
			官公庁 上場有配企業（C）
	抗弁放棄の意思表示を含む 承諾（注 1）	80%	90%
	通知（注 2）	75%	85%
	留保（注 3）	70%	80%
	（注 1）民法第 467 条の規定による確定日付のある「承諾」に加えて、現在及び将来にわたり譲渡人に対して有する抗弁権を放棄する旨の意思表示がされたもの （注 2）①登記事項証明書を添付した通知又は②民法第 467 条の規定による確定日付のある「通知」若しくは上記（注 1）以外の「承諾」 （注 3）上記（注 2）①の留保 （注 4）「有配」とは、保証決定時（若しくは期間延長時）直前期末の株主配当を実施していること。		

必 要 書 類	①「流動資産担保融資保証」用の信用保証委託申込書等 ②譲渡担保対象売掛先・棚卸資産一覧表 ③譲渡担保対象売掛先明細書（売掛債権を担保とする場合） ④概要記録事項証明書 ⑤第三債務者との取引基本契約書の写し ⑥過去の取引実績を証する書類の写し ⑦棚卸資産売上代金入金口座届出書写し（棚卸資産を担保とする場合） ⑧未発生債権引当借入限度額算出表（未発生債権を引当とする場合） ⑨担保となる売掛債権のエビデンス資料（個別保証の場合） ※上記以外にも必要に応じて提出を依頼する場合があります。
そ の 他	根保証の場合、融資実行後、以下の手順があります。 ①金融機関は、1か月に1回以上、譲渡担保とした棚卸資産の売却代金及び売掛債権の弁済金について、回収口座への入金状況を確認する必要があります。 ②3か月に1回以上、譲渡担保とした棚卸資産及び売掛債権の状況についての報告書を、取扱金融機関宛に提出していただくこととなります。 ③棚卸資産を譲渡担保として徴求した場合、取扱金融機関が、1年に1回以上、事業所に立ち入り、譲渡担保とした棚卸資産の状況を確認します。 ※上記①～③の手続の中で棚卸資産の状況に大幅な変動がある場合等は、金融機関、当協会と対応を協議することとなります。 なお、根保証の場合、金融業においては、投機を目的とする資金が混入する虞があるため取扱いできません。
保 証 割 合	部分保証（協会 80%）
審 査 担 当 部 署	各事務所・支所

【制度の仕組み】



中小企業者が資金調達の多様化を図り、資本市場からの事業資金調達を円滑に進めることを目的とした保証

保証対象者	一定の要件を満たす中小企業者 (株式会社(特例有限会社を含む。)、合名会社、合資会社、合同会社)									
適債基準	直近の決算において、次の基準①～③のいずれかの要件を充足している中小企業者 ※イ及びウについては、それぞれの項目に対し、いずれか1項目以上該当する必要があります。									
	項目		基準①		基準②		基準③			
	ア	純資産額	5,000万円以上 3億円未満		3億円以上 5億円未満		5億円以上			
	イ	自己資本比率	20%以上		20%以上		15%以上			
		総資産倍率	2.0倍以上		1.5倍以上		1.5倍以上			
	ウ	使用総資本事業利益率	10%以上		10%以上		5%以上			
		インタレスト・カバレッジ・レーシオ	2.0倍以上		1.5倍以上		1.0倍以上			
※ 1. 自己資本比率(%)＝純資産額÷(純資産額＋負債の額)×100 2. 純資産倍率＝純資産額÷資本金 3. 使用総資本事業利益率(%) ＝(営業利益＋受取利息・受取配当金)÷資産の額×100 4. インタレスト・カバレッジ・レーシオ ＝(営業利益＋受取利息・受取配当金)÷(支払利息＋割引料)										
保証形態	当協会が社債の80%を保証し、取扱金融機関が100%保証を行う共同保証形式									
発行額	発行限度額：5億6,000万円 ※当協会の保証金額は発行額の80%(4億5,000万円) ※既に発行済の保証付社債との合計で5億6,000万円 ※最低発行額は3,000万円(1,000万円単位) ※特定社債保証以外の保証の残高(経営安定関連保証等を除く。)との合計で5億円以内									
資金使途	運転資金・設備資金									
保証期間	2年から7年までの1年単位									
返済方法	満期一括償還又は定時償還(定時償還の方法は別途定めがあります。)									
担保	原則として、保証金額2億円(発行額2億5,000万円)超の場合には、当協会に対して担保の提供が必要									
連帯保証人	不要(代表者個人の連帯保証も不要)									
保証料率	経営状況に応じて決定(下表参照)									
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
	「保証委託ならびに共同保証契約書」に表示する保証料率	2.375%	2.1875%	1.9375%	1.6875%	1.4375%	1.25%	1.00%	0.75%	0.5625%
※上段は社債総額に対する料率、下段は保証委託額(当協会が保証する額)に対する料率(上段を保証割合(80%)で割り戻した料率)です。計算結果(保証料)はいずれも同額となります。										
必要書類	①「特定社債保証」用の信用保証委託申込書等 ②特定社債保証資格要件申告書 ③法人代表者の「個人情報の取扱いに関する同意書」(既に提出済みの場合不要)									
審査担当部署	経営支援部									

10 海外投資関係保証

経済産業省令に定める海外直接投資事業に必要な資金について行う保証

保証対象者	海外における投資先事業の経営への直接参加あるいは海外における現地生産を目的とする等、海外直接投資の事業を行う中小企業者
保証限度額	2億円（組合は4億円）
資金使途	運転資金・設備資金 ^{（注）}
保証期間	20年以内（最大）
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	手形貸付・証書貸付・手形割引
返済方法	分割返済
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率	年1.05%
必要書類	①外国法人発行の証券等の取得に係る資金の場合 「海外直接投資に係る証券取得に関する計画書」 ②外国法人に対する金銭の貸付に係る資金の場合 「海外直接投資に係る金銭の貸付に関する計画書」 ③外国における支店等の設置又は拡張に係る資金の場合 「外国における支店等の設置又は拡張に関する計画書」 ④従業員教育・調査に係る資金の場合 「海外直接投資の事業に係る従業員教育・調査に関する計画書」
保証割合	責任共有制度対象
審査担当部署	各事務所・支所

（注）海外直接投資の事業に対する資金で、次のいずれかに該当するものが対象となります。

- ①出資割合が100分の10以上となる場合（当該中小企業の100パーセント出資の子会社の出資割合を合計して100分の10以上となる場合を含む。）における外国法人の発行する株式又は出資の持分の取得に要する資金
- ②出資割合が100分の10以上である外国法人（当該中小企業者の100パーセント子会社の出資割合を合計して100分の10以上である外国法人等を含む。）の発行する証券等（株式、出資の持分、社債又は利札をいう。以下同じ）の取得又はこれらの外国法人に対する金銭の貸付に要する資金
- ③当該中小企業者と次に掲げる永続的な関係がある外国法人の発行に係る証券等の取得又はこれらの外国法人に対する金銭の貸付に要する資金
 - ア）役員の派遣
 - イ）長期にわたる原材料の供給又は製品の売買
 - ウ）重要な製造技術の提供
- ④外国における支店、工場その他の営業所の設置又は拡張に要する資金
- ⑤海外直接投資の事業の実施に必要な従業員教育の費用に充てるための資金
- ⑥海外直接投資の事業の実施に必要な調査の費用に充てるための資金

新たな技術・商品の研究開発や企業化、新たなサービスや需要分野の開拓を図るなど、新事業として協会が認定した事業に必要な資金について行う保証

保証対象者	「新事業開拓保険に係る新事業認定実施要領」に基づき、新事業である旨の協会の認定を受けた中小企業者 ただし、次の要件を満たす事業の場合は、協会の認定は不要となります。 (1) 次のいずれかに該当するもの ①当該中小企業者の信用保証協会に対する保証の委託の申込みの日に特許権、実用新案権又は半導体集積回路配置利用権の知的所有権の設定の登録がされている発明又は考案であって、申込日以前原則3年以内に設定の登録がされたものに係る技術を利用した事業 ②科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第2条第16項に規定する指定補助金等の交付を受けて申込日以前原則3年以内に開発された技術を利用した事業 ③申込日以前原則3年以内に株式会社日本政策金融公庫が行う新事業育成資金のための成長新事業育成審査会の認定を受けた技術を利用した事業 ④下請中小企業振興法第15条第3項の規定により認定を受けた者が行う申込日以前原則3年以内に開発された技術を利用した同法同条第1項に規定する下請中小企業取引機会創出事業 (2) 申込日以前原則5年以内に以下の認定等を受けた計画に係る事業 ①中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第8条第3項の規定により認定を受けた社外高度人材活用新事業分野開拓計画 ②法第14条第3項の規定により承認を受けた経営革新計画 ③法第17条第6項の規定により認定を受けた経営力向上計画 ④法第56条第3項の規定により認定を受けた事業継続力強化計画 ⑤法第58条第3項の規定により認定を受けた連携事業継続力強化計画 ⑥発電用施設周辺地域整備法第10条第3項の規定により同意を受けた利便性向上等事業計画 ⑦中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第3項の規定により認定を受けた農工商等連携事業計画 ⑧下請中小企業振興法第9条の規定により認定を受けた特定下請連携事業計画 (3) 上記(1)若しくは(2)の基準又は中小企業庁とあらかじめ協議して策定する都道府県の推薦基準に準拠し、新事業に該当するものとして都道府県の推薦を受けた事業
保証限度額	2億円（組合は4億円）
資金使途	運転資金・設備資金
保証期間	20年以内（最大）
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	手形貸付・証書貸付・手形割引
返済方法	分割返済
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率	年1.05% ※無担保保証合計額、担保条件等により料率が異なる場合があります。
必要書類	①新事業であることを証する書面（認定申請書等） ②新事業の開拓に関する計画書
保証割合	責任共有制度対象
審査担当部署	経営支援部

12 エネルギー対策保証

経済産業大臣が指定したエネルギーの使用の合理化に資する施設又は石油代替エネルギーを使用する施設の設置に係る資金について行う保証

保証対象者	次のいずれかに該当する中小企業者 ①経済産業省令により指定された「エネルギーの使用の合理化に資する施設」 ^(注1) を設置する中小企業者 ②経済産業省令により指定された「非化石エネルギーを使用する施設」 ^(注2) を設置する中小企業者
保証限度額	2億円（組合は4億円）
資金使途	運転資金・設備資金 ※「エネルギーの使用の合理化に資する施設の設置費用」又は「非化石エネルギーを使用する施設の設置費用」が対象となります。
保証期間	20年以内（最大）
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	手形貸付・証書貸付
返済方法	一括返済・分割返済
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率	年1.15%
必要書類	①省・非化石エネルギー施設の設置に関する計画書 ②設置する設備に係る見積書又は契約書等の写し ③設置する設備に係るパンフレット又はカタログ等の写し
保証割合	責任共有制度対象
審査担当部署	経営支援部

（注1）「エネルギーの使用の合理化に資する施設」一例

燃料電池設備、省エネルギー型ボイラー、省エネルギー型工業炉等

（注2）「非化石エネルギーを使用する施設」一例

太陽光発電設備、風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備、太陽熱利用装置、バイオマスエネルギー利用設備等

13 事業再生保証

法的な再建手続を実施する中小企業者の事業資金ニーズに対応するために行う保証

保証対象者	次の（１）、（２）及び（３）のいずれにも該当する中小企業者 （１）次の①又は②のいずれかに該当する者 ①再生事件又は更生事件に係属している者 ②民事再生法第 188 条第 1 項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けた者（再生計画が遂行された場合その他の経済産業省令で定める場合を除く。） （２）再生計画の認可又は更生計画の認可の決定が確定した後 3 年を経過していない者 （３）次の①及び②のいずれにも該当する者 ①金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること。 ②償還が見込まれること。
保証限度額	2 億円
資金使途	運転資金・設備資金（注）
保証期間	10 年以内
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	手形貸付・証書貸付・手形割引・電子記録債権割引
返済方法	一括返済・分割返済
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率	年 2.20%
必要書類	①過去 1 年分の月次資金繰り実績表 ②今後 1 年分の月次資金繰り予定表 ③過去 3 年分の貸借対照表、損益計算書、営業報告書・利益処分（又は損失処理）計算書及び付属明細書並びに税務申告書 ④民事再生法等の手続開始申立書及び添付書類 ⑤民事再生法等の申請に関する監督委員等の意見書 ⑥民事再生法等の再生計画認可決定書及び添付書類（事業計画書を含む。） ⑦計画履行報告書（認可後、返済計画を履行している場合） ⑧別除権についての返済計画書（返済計画を履行している場合は、返済履行報告書を含む。） ⑨取引先の支援を証する書面
保証割合	責任共有制度対象外（100%保証）
審査担当部署	経営支援部

（注）次の資金が対象となります。

- ①原材料購入のための費用、②商品の仕入れのための費用、③商品の生産に関する労務費及び経費、
- ④設備の増設、改良又は補修等のための費用、⑤販売費及び一般管理費、⑥借入金利息の弁済のための費用、⑦金銭債権の弁済のための費用

県知事又は経済産業局長が公害防止のため必要と認定した資金について行う保証

保証対象者	公害防止施設設置（移転）等を行う中小企業者
保証限度額	5,000万円（組合は1億円）
資金使途	運転資金・設備資金
保証期間	20年以内（最大）
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	手形貸付・証書貸付・手形割引
返済方法	一括返済・分割返済
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率	年1.15%
必要書類	公害防止施設（移転）の認定に関する申請書
保証割合	責任共有制度対象
審査担当部署	経営支援部

15 一括支払契約保証

納入企業が保有する売掛債権の早期現金化を促進するために、支払い企業の買掛債務に対して行う保証

保証対象者	一括支払契約により資金調達を行う中小企業者																																																																							
保証限度額	10億円 ※一括支払契約保証、普通保険（経営安定関連特例分及び危機関連保証を除く。）、無担保保険（経営安定関連特例分及び危機関連保証を除く。）及び特定社債保険の合計額が10億円以下となります。																																																																							
資金使途	運転資金																																																																							
保証期間	1年以内																																																																							
割引料率	金融機関所定の割引料率																																																																							
貸付形式	証書貸付																																																																							
担保	必要に応じて提供していただきます。																																																																							
連帯保証人	不要（代表者個人の連帯保証も不要）																																																																							
保証料率	経営状況及び保証割合に応じて決定（下表参照） <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>保証割合</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">責任共有保証料率</td><td>70%</td><td>1.54%</td><td>1.40%</td><td>1.26%</td><td>1.12%</td><td>0.95%</td><td>0.77%</td><td>0.63%</td><td>0.49%</td><td>0.35%</td></tr> <tr> <td>65%</td><td>1.43%</td><td>1.30%</td><td>1.17%</td><td>1.04%</td><td>0.88%</td><td>0.72%</td><td>0.59%</td><td>0.46%</td><td>0.33%</td></tr> <tr> <td>60%</td><td>1.32%</td><td>1.20%</td><td>1.08%</td><td>0.96%</td><td>0.81%</td><td>0.66%</td><td>0.54%</td><td>0.42%</td><td>0.30%</td></tr> <tr> <td>55%</td><td>1.21%</td><td>1.10%</td><td>0.99%</td><td>0.88%</td><td>0.74%</td><td>0.61%</td><td>0.50%</td><td>0.39%</td><td>0.28%</td></tr> <tr> <td>50%</td><td>1.10%</td><td>1.00%</td><td>0.90%</td><td>0.80%</td><td>0.68%</td><td>0.55%</td><td>0.45%</td><td>0.35%</td><td>0.25%</td></tr> </tbody> </table>										区分	保証割合	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有保証料率	70%	1.54%	1.40%	1.26%	1.12%	0.95%	0.77%	0.63%	0.49%	0.35%	65%	1.43%	1.30%	1.17%	1.04%	0.88%	0.72%	0.59%	0.46%	0.33%	60%	1.32%	1.20%	1.08%	0.96%	0.81%	0.66%	0.54%	0.42%	0.30%	55%	1.21%	1.10%	0.99%	0.88%	0.74%	0.61%	0.50%	0.39%	0.28%	50%	1.10%	1.00%	0.90%	0.80%	0.68%	0.55%	0.45%	0.35%	0.25%
区分	保証割合	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																														
責任共有保証料率	70%	1.54%	1.40%	1.26%	1.12%	0.95%	0.77%	0.63%	0.49%	0.35%																																																														
	65%	1.43%	1.30%	1.17%	1.04%	0.88%	0.72%	0.59%	0.46%	0.33%																																																														
	60%	1.32%	1.20%	1.08%	0.96%	0.81%	0.66%	0.54%	0.42%	0.30%																																																														
	55%	1.21%	1.10%	0.99%	0.88%	0.74%	0.61%	0.50%	0.39%	0.28%																																																														
	50%	1.10%	1.00%	0.90%	0.80%	0.68%	0.55%	0.45%	0.35%	0.25%																																																														
必要書類	「一括支払契約保証」用の信用保証委託申込書、信用保証委託契約書及び信用保証依頼書																																																																							
保証割合	割合保証 70%以下 ※50%以上～70%以下のいずれかになります。																																																																							
審査担当部署	経営支援部																																																																							
その他	①本制度の対象となる被保証債務は特定支払債務のうち、対象金融機関が申込人に対する売掛金債権等を有する事業者（納入企業）から当該売掛金債権等の譲り受けその他の行為に基づいて、当該売掛金債権等の支払期日より前に納入企業に対して金銭を支払うことにより負担する債務となります。 ②対象となる一括決済方式は、ファクタリング方式、信託方式及び併存的債務引受方式となります。 ③保証決定後、借入れまでの間に民法で定める「対抗要件の具備（承諾のみ）」が必要となります。 ④保証決定後、納入企業、支払企業、金融機関の三者間で特定支払契約の締結が必要となります。 ⑤金融業においては、投機を目的とする資金が混入する虞があるため取扱いできません。																																																																							

急激な経済環境の変化により経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し、経営の安定に必要な資金について行う保証

保証対象者	下表に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障が生じている中小企業者であって、本店所在地（個人の場合は主たる事業所）を管轄する市町長又は特別区長の認定を受けた中小企業者		
	1号	連鎖倒産防止	大型倒産（再生手続開始申立等）の発生により影響を受ける中小企業者
	2号	事業活動の制限	取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受ける直接、間接取引中小企業者及び近隣等に所在する中小企業者
	3号	特定地域の不況業種	突発的災害（事故等）により影響を受ける特定の地域の特定の業種を営む中小企業者
	4号	特定地域	突発的災害（自然災害等）により影響を受ける特定の地域の中小企業者
	5号	全国的な不況業種	業況の悪化している業種に属し、売上高等が減少している中小企業者
	6号	破綻金融機関	金融機関の破綻により当該金融機関からの借入れが困難になるなど、資金繰りが悪化している中小企業者
	7号	金融取引の調整	金融機関の相当程度の経営合理化（支店の削減等）に伴って借入が減少している中小企業者
	8号	金融機関の貸付債権の譲渡	整理回収機構（ＲＣＣ）に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生の可能性があると思われる中小企業者
保証限度額	2億8,000万円（組合は4億8,000万円） ※既存の経営安定関連保証（セーフティネット保証）及び災害関係保証（東日本大震災に係る災害に限る。）の残高との合計で2億8,000万円 ※既存の経営安定関連保証（セーフティネット保証）、災害関係保証（東日本大震災及び危機関連保証に係る災害に限る。）、東日本大震災復興緊急保証及び危機関連保証との合算限度額は5億6,000万円		
資金使途	経営の安定に必要な運転資金・設備資金		
保証期間	10年以内		
貸付利率	金融機関所定の貸付利率		
貸付形式	手形貸付・証書貸付・手形割引		
返済方法	一括返済・分割返済		
担保	必要に応じて提供していただきます。		
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。		
保証料率	責任共有制度の対象となる場合（5、7、8号）：年0.80%（有担保割引なし） 責任共有制度の対象とならない場合（1～4、6号）：年0.90%（有担保割引なし） ※制度融資を利用する場合は、保証料率が軽減される場合があります。		
必要書類	市町長の認定書		
保証割合	1号から4号及び6号に該当する場合は、責任共有制度対象外（100%保証） 5号、7号、8号に該当する場合は、責任共有制度対象		
審査担当部署	各事務所・支所		

開業時又は開業後間もない期間に必要な資金について行う保証

保証対象者	次の（１）又は（２）に該当するもの （１）産業競争力強化法（以下「法」という。）第２条第３１項第１号、第３号及び第５号に掲げる次の創業者であって、事業開始に係る具体的計画を有するもの。 ①事業を営んでいない個人であって、１か月以内（法第２条第２９項第１号に規定する認定特定創業支援等事業（以下「認定特定創業支援等事業」という。）により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、６か月以内）に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。 ②事業を営んでいない個人であって、２か月以内（認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、６か月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。 ③分社化を計画する会社で、事業を開始する具体的計画を有するもの。 （２）法第２条第３１項第２号、第４号及び第６号に掲げる以下の創業者である中小企業者であって事業を開始した日又は、会社を設立した日以後５年を経過していないもの。 ①事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後５年を経過していないもの。 ②事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後５年を経過していないもの。 ③設立後５年未満の分社化された会社 （３）上記（２）①に規定する創業者であって新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であつて、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して５年を経過していないとして、同条第３１項第４号に掲げる創業者とみなされるもの。
保証限度額	3,500万円 ※スタートアップ創出促進保証制度及び再挑戦支援保証と合算になります。
資金使途	運転資金・設備資金
保証期間	10年以内（据置期間１年以内）
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	証書貸付
返済方法	均等分割返済
担保	不要
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率	年1.00%
必要書類	「創業・再挑戦計画書」（保証対象者（１）の場合）
保証割合	責任共有制度対象外（100%保証）

審査担当部署	各事務所・支所及び経営支援部
--------	----------------

(注) 創業・再チャレンジ保証料割引の実施期間中は、保証料率が0.5%になります。
 また、地域活力向上保証「ふるさと」で「創業関連保証」を利用する場合は保証料率が0.5%になります。

経営状況の悪化により事業の廃止、法人の解散を経験したものが、新たに事業を開始し、再挑戦を図るために必要な資金について行う保証

保証対象者	過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの又は、過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもので、次のいずれかに該当し、事業の廃止の日又は解散の日から5年を経過する日前に保証申込みを行ったもの。 (1) 事業を営んでいない個人であって、1か月以内（産業競争力強化法第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援等事業（以下「認定特定創業支援等事業」という。）により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6か月以内）に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。 (2) 事業を営んでいない個人であって、2か月以内（認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6か月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。 (3) 事業を営んでいない個人であって、事業を開始した日以後5年を経過していないもの。 (4) 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。 (5) 上記(3)に規定する創業者であって新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であつて、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同条第31項第4号に掲げる創業者とみなされるもの。
保証限度額	3,500万円 ※創業関連保証及びスタートアップ創出促進保証制度と合算になります。
資金使途	運転資金・設備資金
保証期間	10年以内（据置期間1年以内）
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	証書貸付
返済方法	均等分割返済
担保	不要
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率	年1.00%
必要書類	①「資格要件申告書」 ②「創業・再挑戦計画書」 ③前事業の廃止又は会社の解散等について確認ができる資料
保証割合	責任共有制度対象外（100%保証）

審査担当部署	各事務所・支所及び経営支援部
--------	----------------

(注) 創業・再チャレンジ保証料割引の実施期間中は、保証料率が0.5%になります。

19 連携創業支援等関連保証

主務大臣が認定した連携創業支援等事業の実施に必要な資金について行う保証

保証対象者	産業競争力強化法（以下「法」という。）第128条第2項に規定する認定連携創業支援等事業を行う一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人 ^{（注）} （中小企信用保険法第2条第1項第6号に該当する特定非営利活動法人を除く。）
保証限度額	2億8,000万円
資金使途	運転資金・設備資金
保証期間	原則として、10年以内（据置期間1年以内）
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	証書貸付
返済方法	均等分割返済
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率	年1.15%
必要書類	①「認定一般社団法人等」であることを証する書面（認定書写）及び対象者の要件に該当することを証する書面（社員名簿写、定款写等） ②認定創業支援等事業計画書の写し ③認定連携創業支援等事業に関する計画書
保証割合	責任共有制度対象
審査担当部署	経営支援部

（注）一般社団法人は、社員総会における議決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものをいいます。

一般財団法人は、設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上を中小企業者が拠出しているものをいいます。

特定非営利活動法人は、社員総会における表決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものをいいます。

県知事、経済産業大臣等が承認した経営革新計画にしたがった経営革新のための事業の実施に必要な資金について行う保証

保証対象者	中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第14条第1項に規定する経営革新計画を行政庁に提出し、承認を受けた法第2条第5項各号に規定する特定事業者 ^{（注1）} であって、承認経営革新計画にしたがった経営革新 ^{（注2）} のための事業を実施するもの	
保証限度額	ア	2億8,000万円（組合は4億8,000万円）
	イ	新事業開拓保証に係る場合 3億円（組合は6億円） ※新事業開拓保証に係る他の保証と合算になります。
	ウ	海外投資関係保証に係る場合 3億円（組合は6億円） ※海外投資関係保証に係る他の保証と合算になります。
資金使途	運転資金・設備資金	
保証期間	運転資金：原則として、5年以内（据置期間1年以内） 設備資金：原則として、7年以内（据置期間1年以内）	
貸付利率	金融機関所定の貸付利率	
貸付形式	証書貸付	
返済方法	均等分割返済	
担保	必要に応じて提供していただきます。	
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。	
保証料率	年0.70%（有担保割引なし） ※併用する保証により料率は異なります。	
必要書類	①法に基づく認定申請書の写し ②新事業開拓保証の場合は、新事業であることを証する書面、認定申請書、新事業の開拓に関する計画書 ③海外投資関係保証の場合は、海外直接投資の事業に要する資金であることを証する書面（海外投資関係保証所定の計画書）	
保証割合	責任共有制度対象	
審査担当部署	経営支援部	

（注1）「特定事業者」とは、令和3年8月改正前の中小企業等経営強化法の中小企業者のうち、会社及び個人について、資本金等基準が撤廃され、かつ、下表のとおり、従業員数基準が引き上げられたものを指します。なお、中小企業者としての資本金基準は満たすものの、「特定事業者」に該当しないことから、本保証の対象外となる場合（例：製造業、資本金3億円、従業員数600人）、以下のいずれかに該当すれば、経過措置として「特定事業者」とみなされ本保証の対象となります。

ア 令和3年8月2日より前に計画承認（認定）を受けたもの（同日より前に計画承認（認定）申請を行い、同日以降に承認（認定）を受けたものを含む。）

- イ 令和 3 年 8 月 2 日以降に計画承認（認定）申請を行い、令和 5 年 3 月 31 日までに計画承認（認定）を受けたもの
- ウ 令和 5 年 3 月 31 日までに計画承認（認定）申請を行い、同日の翌日以降に計画承認（認定）を受けたもの

（中小企業者）

業種		資本金基準又は従業員数基準	
製造業その他		3 億円以下	300 人以下
卸売業		1 億円以下	100 人以下
小売業・飲食業		5,000 万円以下	50 人以下
サービス業		5,000 万円以下	100 人以下
政令特例業種	ゴム製品製造業※	3 億円以下	900 人以下
	ソフトウェア業	3 億円以下	300 人以下
	情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
	旅館業	5,000 万円以下	200 人以下

（特定事業者）

従業員数基準
500 人以下
400 人以下
300 人以下
500 人以下
500 人以下



※ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）

は、中小企業者では政令特例業種であるが、特定事業者では「製造業その他」に含まれる。

（注 2）「経営革新」とは、中小企業者が次に掲げる新たな事業活動を行うことによりその経営の相当程度の向上を図ることをいいます。

- ① 新商品の開発又は生産
- ② 新役務の開発又は提供
- ③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④ 役務の新たな提供の方式の導入
- ⑤ 技術に関する研究開発及びその成果の利用

2 1 経営革新等支援関連保証

経済産業大臣の認定を受けた経営革新等支援業務に必要な資金について行う保証

保証対象者	経営力強化保証に関連する「認定経営革新等支援機関 ^(注1) 」のうち、一定の要件を満たす一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人 ^(注2)
保証限度額	2億8,000万円
資金使途	経営革新等支援業務 ^(注3) の実施に必要な運転資金・設備資金 ※「経営革新等支援業務の実施に必要な資金」以外の資金が混在する場合は対象外
保証期間	20年以内（最大）
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	手形貸付・証書貸付・手形割引
返済方法	一括返済・分割返済
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率	年1.15%
必要書類	①「認定一般社団法人等」であることを証する書面（認定書写）及び対象者の要件に該当することを証する書面（例：社員名簿の写し、定款の写し等） ②経営革新等支援業務に関する計画書
保証割合	責任共有制度対象
審査担当部署	経営支援部

（注1）中小企業等経営強化法第31条の規定に基づき、主務大臣の認定を受けた経営革新等支援業務を行うものをいいます。

（注2）一般社団法人は、社員総会における議決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものをいいます。

一般財団法人は、設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上を中小企業者が拠出しているものをいいます。

特定非営利活動法人は、社員総会における表決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものをいいます。

（注3）経営革新等支援業務とは、次に掲げる業務をいいます。

- ①経営革新を行おうとする中小企業又は経営力向上を行おうとする中小企業等の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析
- ②経営革新のための事業又は経営力向上に係る事業の計画の策定に係る指導及び助言並びに当該計画にしたがって行われる事業の実施に関し必要な指導及び助言

2 2 経営力向上関連保証

認定経営力向上計画に従って行われる経営力向上に係る事業のうち、新事業活動の実施に必要な資金について行う保証

保証対象者	次の（１）又は（２）に該当する中小企業者 （１）中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第 17 条第 1 項に規定する経営力向上計画を主務大臣に提出し、認定を受けた法第 2 条第 5 項各号に規定する特定事業者（注¹⁾）であって、認定経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施するもの （２）次の①から③のいずれにも該当するもの ①法第 17 条第 1 項に規定する経営力向上計画（認定申請日の直前の決算において、次の要件を備える者であることの記載があるものに限る。）を主務大臣に提出し、認定を受けた法第 2 条第 5 項各号に規定する特定事業者であって、認定経営力向上計画に従って事業承継等を行うもの ア 資産超過であること。 イ $\text{EBITDA 有利子負債倍率} = (\text{借入金} + \text{社債} - \text{現預金}) \div (\text{営業利益} + \text{減価償却費})$ が 10 倍以内であること。 ②信用保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。 ③信用保証協会への申込日において、返済緩和している借入金がないこと。
保証限度額	ア 2 億 8,000 万円（組合は 4 億 8,000 万円） イ 新事業開拓保証に係る場合 3 億円（組合は 6 億円） ※新事業開拓保証に係る他の保証と合算になります。 ウ 海外投資関係保証に係る場合 3 億円（組合は 6 億円） ※海外投資関係保証に係る他の保証と合算になります。
資金使途	保証対象者（１）の場合：認定経営力向上計画に従って行われる経営力向上に係る事業のうち新事業活動の実施に必要となる設備資金及び運転資金、事業承継等に必要な資金又は事業承継等事前調査（注²⁾）に必要な資金 保証対象者（２）の場合：認定経営力向上計画に従って行われる事業承継等に必要な資金
保証期間	運転資金：原則として、5 年以内（据置期間 1 年以内） 設備資金：原則として、7 年以内（据置期間 1 年以内）
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	証書貸付
返済方法	均等分割返済
担保	必要に応じて提供していただきます。

連 帯 保 証 人	保証対象者（１）の場合：必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 保証対象者（２）の場合：不要（代表者個人の連帯保証も不要）
保 証 料 率	年 0.70%（有担保割引なし） ※併用する保証により料率は異なります。
必 要 書 類	①法に基づく認定申請書の写し ②保証対象者（２）の場合は、財務要件等確認書 ③新事業開拓保証の場合は、新事業であることを証する書面、認定申請書、新事業の開拓に関する計画書 ④海外投資関係保証の場合は、海外直接投資の事業に要する資金であることを証する書面（海外投資関係保証所定の計画書）
保 証 割 合	責任共有制度対象
審 査 担 当 部 署	経営支援部

（注１）「特定事業者」とは、令和３年８月改正前の中小企業等経営強化法の中小企業者のうち、会社及び個人について、資本金等基準が撤廃され、かつ、下表のとおり、従業員数基準が引き上げられたものを指します。なお、中小企業者としての資本金基準は満たすものの、「特定事業者」に該当しないことから、本保証の対象外となる場合（例：製造業、資本金３億円、従業員数６００人）、以下のいずれかに該当すれば、経過措置として「特定事業者」とみなされ本保証の対象となります。

ア 令和３年８月２日より前に計画承認（認定）を受けたもの（同日より前に計画承認（認定）申請を行い、同日以降に承認（認定）を受けたものを含む。）

イ 令和３年８月２日以降に計画承認（認定）申請を行い、令和５年３月３１日までに計画承認（認定）を受けたもの

ウ 令和５年３月３１日までに計画承認（認定）申請を行い、同日の翌日以降に計画承認（認定）を受けたもの

（中小企業者）

業種		資本金基準又は従業員数基準	
製造業その他		３億円以下	３００人以下
卸売業		１億円以下	１００人以下
小売業・飲食業		５,０００万円以下	５０人以下
サービス業		５,０００万円以下	１００人以下
政令特例業種	ゴム製品製造業※	３億円以下	９００人以下
	ソフトウェア業	３億円以下	３００人以下
	情報処理サービス業	３億円以下	３００人以下
	旅館業	５,０００万円以下	２００人以下

（特定事業者）

従業員数基準
５００人以下
４００人以下
３００人以下
５００人以下
５００人以下



※ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）

は、中小企業者では政令特例業種であるが、特定事業者では「製造業その他」に含まれる。

（注２）「事業承継等事前調査」とは、特定事業者等が事業承継等により取得、又は提供を受けようとする経営資源が他の経営資源と一体的に用いるために必要な機能その他の要素を備えていないことにより損害が生ずるおそれがあるかについて、法務、財務、税務その他の観点から行う調査を言います。

23 特定新技術事業活動関連保証

特定中小企業者が国等からの指定補助金等を利用した事業に必要な資金について行う保証

保証対象者	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第2条第16項に規定する指定補助金等の交付を受け、当該指定補助金等に係る成果を利用した事業活動を実施する中小企業者
保証限度額	3億円（組合は6億円） ※新事業開拓保証に係る他の保証と合算になります。
資金使途	運転資金・設備資金
保証期間	運転資金：原則として、5年以内（据置期間1年以内） 設備資金：原則として、7年以内（据置期間1年以内）
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	証書貸付
返済方法	均等分割返済
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率	年1.05%（有担保割引なし） ※併用する保証により料率が異なります。
必要書類	指定補助金等の受領を証する書面
保証割合	責任共有制度対象
審査担当部署	経営支援部

2 4 先端設備等導入関連保証

特定市町村の認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って行われる先端設備等の導入に必要な資金について行う保証

保証対象者	中小企業等経営強化法の規定に基づき、特定市町村 ^(注1) の認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って行われる先端設備等 ^(注2) 導入を実施する中小企業・小規模事業者
保証限度額	2億8,000万円（組合は4億8,000万円）
資金使途	運転資金・設備資金
保証期間	20年以内
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	証書貸付
返済方法	分割返済
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率	年0.70%（有担保割引なし） ※併用する保証により料率は異なります。
必要書類	先端設備等導入計画の認定申請書の写し（申請時の添付書類を含む。）
保証割合	責任共有制度対象
審査担当部署	経営支援部

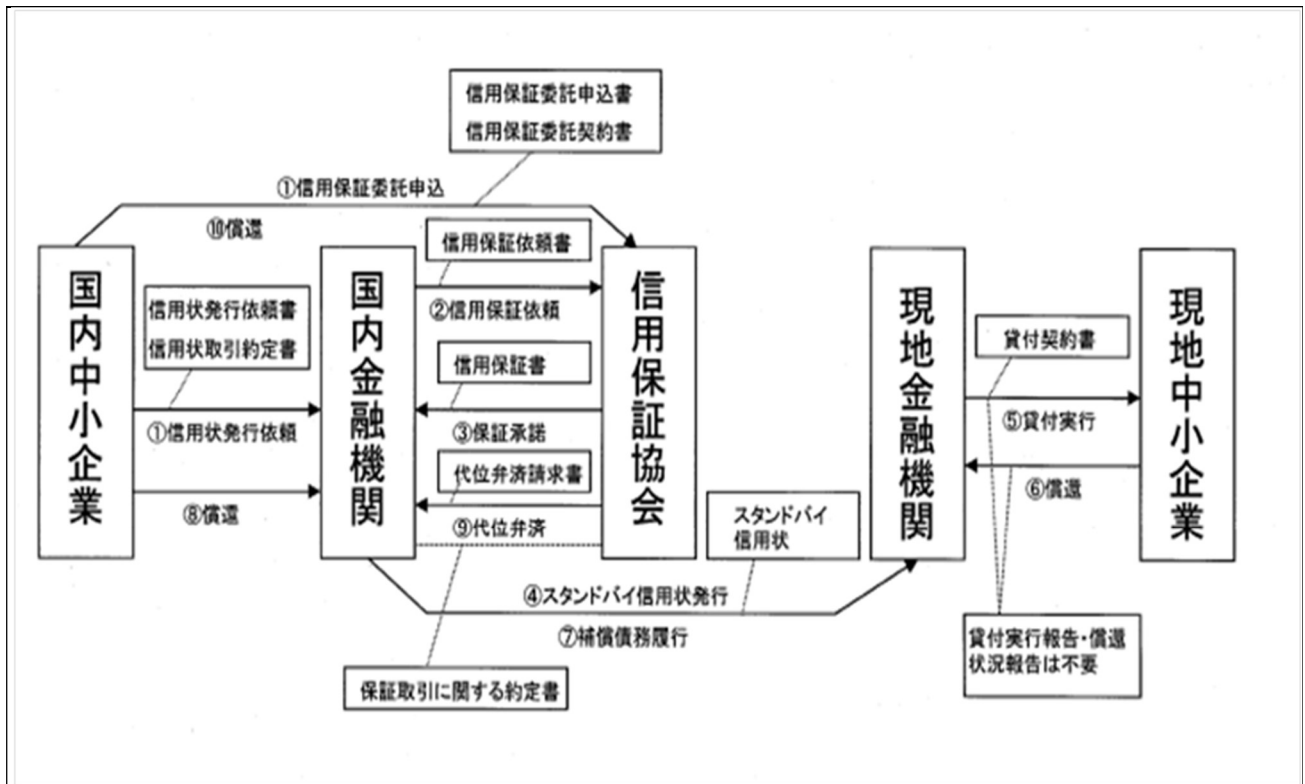
（注1）特定市町村とは、経済産業大臣の同意を得た導入促進基本計画を作成した市町村（特別区を含む）をいいます。

（注2）先端設備等とは、従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする技術その他の先端的な技術を活用した施設、設備、機器、装置又はプログラム（情報処理の促進に関する法律第2条第2項に規定するプログラムをいう。）であって、それを早急に導入することが中小企業者の生産性の向上に不可欠なものとして経済産業省令で定めるものをいいます。

中小企業者の外国関係法人が外国銀行等から借入れをするに際し、国内金融機関が中小企業者の依頼に基づいて外国銀行等に対して行った特定信用状の発行に伴って、中小企業者が国内金融機関に対して負担する債務について行う保証

保証対象者	外国法人と経営を実質的に支配していると認められる以下のいずれかの関係にある中小企業者 ①外国法人の発行済株式又は持分又はこれらに類似するものの総数又は総額の100分の50以上に相当する数又は額の株式等を事業者が所有する関係 ②次のア又はイに該当し、かつ、外国法人の役員その他これに相当する者の総数の2分の1以上を事業者の役員又は職員が占める関係 ア 当該外国法人の株式等の総数又は総額の100分の40以上、100分の50未満に相当する数又は額の株式等を当該事業者が所有していること。 イ 当該事業者の所有する当該外国法人の株式等の数又は額が100分の20以上、100分の40未満であって、かつ、他のいずれの者が所有する当該外国法人の株式等の数又は額を下回っていないこと。 ③外国法人の株式等の総数又は総額の100分の50以上に相当する数又は額の株式等を、子会社又は外国子会社又は子会社等及び当該事業者が所有する関係 ④次のア又はイに該当し、かつ、外国法人の役員等の総数の2分の1以上を、子会社等又は子会社等及び当該事業者の役員等又は職員が占める関係 ア 当該外国法人の株式等の総数又は総額の100分の40以上、100分の50未満に相当する数又は額の株式等を、子会社等又は子会社等及び当該事業者が所有していること。 イ 子会社等又は子会社等及び当該事業者の所有する当該外国法人の株式等の数又は額が、当該外国法人の株式等の総数又は総額の100分の20以上、100分の40未満であって、かつ、他のいずれの者が所有する当該外国法人の株式等の数又は額を下回っていないこと。																																									
保証限度額	2億円（信用状発行限度額2億5,000万円） ※保証割合80%																																									
保証期間	1年以内																																									
貸付利率	金融機関所定の貸付利率																																									
返済方法	一括返済																																									
担保	必要に応じて提供していただきます。																																									
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。																																									
保証料率	経営状況に応じて決定（下表参照） <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr><tr><td rowspan="2">責任共有保証料率</td><td>貸借対照表あり</td><td>1.90%</td><td>1.75%</td><td>1.55%</td><td>1.35%</td><td>1.15%</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td></tr><tr><td>貸借対照表なし</td><td colspan="9">1.15%</td></tr></table>										区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有保証料率	貸借対照表あり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	貸借対照表なし	1.15%								
区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																
責任共有保証料率	貸借対照表あり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%																																
	貸借対照表なし	1.15%																																								
必要書類	①「特定信用状関連保証」用の信用保証委託申込書等 ②特定信用状を活用した外国関係法人の金銭の借入に関する計画書 ③外国関係法人の商業登記に係る登記事項証明書に類するもの（日本語訳つきのもの）																																									
保証割合	部分保証（保証割合80%）																																									
審査担当部署	経営支援部																																									
その他	当協会と所定の約定書を締結した金融機関のみ取扱いできます。																																									

【制度の仕組み】



26 地域経済牽引事業関連保証

県知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って行われる地域経済牽引事業の実施に必要な資金について行う保証

保証対象者	次の（１）又は（２）に該当する中小企業者 （１）「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）」（以下「法」という。）第 13 条 1 項に規定する地域経済牽引事業計画を都道府県知事又は主務大臣に提出し、承認を受けた法第 2 条第 4 項各号に規定する特定事業者^{（注）}であって、承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業を実施するもの （２）次の①から③のいずれにも該当するもの ①法第 13 条第 1 項に規定する地域経済牽引事業計画（次のアからウまでに掲げる事項の記載があるものに限る。）を都道府県知事又は主務大臣に提出し、承認を受けた法第 2 条第 4 項各号に規定する特定事業者であって、承認地域経済牽引事業計画に従って事業承継等を行うもの ア 承継等特定事業者及び被承継等特定事業者の名称。 イ 事業承継等の内容及び実施時期。 ウ 承認申請日の直前の決算において次の要件を満たすこと。 a 資産超過であること。 b $EBITDA$ 有利子負債倍率（（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費））が 10 倍以内であること。 ②信用保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。 ③信用保証協会への申込日において、返済緩和している借入金がないこと。
保証限度額	2 億 8,000 万円（組合は 4 億 8,000 万円）
資金使途	運転資金・設備資金
保証期間	20 年以内（最大）
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	証書貸付
返済方法	均等分割返済
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	保証対象者（１）の場合：必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 保証対象者（２）の場合：不要（代表者個人の連帯保証も不要）
保証料率	年 0.70%（有担保割引なし）

必 要 書 類	①都道府県知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画の承認申請書」の写し ②都道府県が交付した「承認地域経済牽引事業計画に沿って承認地域経済牽引事業を実施している旨を確認した書面」の写し ③保証対象者（２）の場合は、財務要件等確認書
保 証 割 合	責任共有制度対象
審査担当部署	経営支援部

（注）「特定事業者」とは、令和３年８月改正前の中小企業等経営強化法の中小企業者のうち、会社及び個人について、資本金等基準が撤廃され、かつ、下表のとおり、従業員数基準が引き上げられたものを指します。なお、中小企業者としての資本金基準は満たすものの、「特定事業者」に該当しないことから、本保証の対象外となる場合（例：製造業、資本金３億円、従業員数６００人）、以下のいずれかに該当すれば、経過措置として「特定事業者」とみなされ本保証の対象となります。

ア 令和３年８月２日より前に計画承認（認定）を受けたもの（同日より前に計画承認（認定）申請を行い、同日以降に承認（認定）を受けたものを含む。）

イ 令和３年８月２日以降に計画承認（認定）申請を行い、令和５年３月３１日までに計画承認（認定）を受けたもの

（中小企業者）

業種		資本金基準又は従業員数基準	
製造業その他		３億円以下	３００人以下
卸売業		１億円以下	１００人以下
小売業・飲食業		５,０００万円以下	５０人以下
サービス業		５,０００万円以下	１００人以下
政令特例業種	ゴム製品製造業※	３億円以下	９００人以下
	ソフトウェア業	３億円以下	３００人以下
	情報処理サービス業	３億円以下	３００人以下
	旅館業	５,０００万円以下	２００人以下

（特定事業者）

従業員数基準
５００人以下
４００人以下
３００人以下
５００人以下
５００人以下



※ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）

は、中小企業者では政令特例業種であるが、特定事業者では「製造業その他」に含まれる。

27 地域経済牽引支援関連保証

主務大臣の承認を受けた連携支援計画に従って行われる連携支援事業を実施するために必要な資金について行う保証

保証対象者	「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）」第31条の規定に基づき、主務大臣の承認を受けた連携支援計画に従って、地域経済牽引支援機関 ^{（注1）} として連携支援事業を行う一般社団法人、一般財団法人 ^{（注2）}
保証限度額	2億8,000万円
資金使途	運転資金・設備資金
保証期間	20年以内（最大）
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	証書貸付
返済方法	均等分割返済
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率	年1.15%
必要書類	①主務大臣の承認を受けた連携支援計画の承認申請書の写し ②一般社団法人又は一般財団法人であることを証する書面
保証割合	責任共有制度対象
審査担当部署	経営支援部

（注1）「地域経済牽引支援機関」とは、技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進、市場に関する調査研究及び情報提供、経営能率の向上の促進、資金の融通の円滑化、研修その他の地域経済牽引事業に対する支援の事業を行うものをいいます。

（注2）一般社団法人は、社員総会における議決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものをいいます。
一般財団法人は、設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上を中小企業者が拠出しているものをいいます。

28 農商工等連携事業関連保証

中小企業者と農林漁業者が連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業活動を促進するための保証

保証対象者	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（以下「法」という。）第4条第1項に規定する農商工等連携事業計画を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、認定農商工等連携事業計画にしたがって農商工等連携事業を実施するもの	
保証限度額	ア	2億8,000万円（組合は4億8,000万円）
	イ	新事業開拓保証に係る場合 4億円（組合は6億円） ※新事業開拓保証に係る他の保証と合算になります。
	ウ	海外投資関係保証に係る場合 4億円（組合は6億円） ※海外投資関係保証に係る他の保証と合算になります。
	エ	流動資産担保保証に係る場合（保証割合80%） 2億円（貸付限度額2億5,000万円）
資金使途	運転資金・設備資金	
保証期間	運転資金：原則として、5年以内（据置期間1年以内） 設備資金：原則として、7年以内（据置期間1年以内）	
貸付利率	金融機関所定の貸付利率	
貸付形式	証書貸付	
返済方法	均等分割返済	
担保	必要に応じて提供していただきます。	
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 なお、流動資産担保保証を利用する場合は不要です。	
保証料率	年0.70%（有担保割引なし） ※併用する保証により料率は異なります。	
必要書類	①法に基づく認定申請書の写し ②新事業開拓保証の場合は、新事業であることを証する書面、認定申請書、新事業の開拓に関する計画書 ③海外投資関係保証の場合は、海外直接投資の事業に要する資金であることを証する書面（海外投資関係保証所定の計画書）	
保証割合	責任共有制度対象 ※流動資産担保保証に係る場合は部分保証（保証割合80%）	
審査担当部署	経営支援部	
その他	流動資産担保保証に係る場合は、保証期間、貸付期間、保証料率、連帯保証人等の条件については、同保証の条件となります。	

29 農商工等連携支援関連保証

中小企業者と農林漁業者との事業活動の連携を支援する事業を促進するための保証

保証対象者	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項に規定する農商工等連携支援事業計画を主務大臣に提出し、認定を受けた農商工等連携支援事業計画にしたがって農商工等連携支援事業を実施する一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人 ^{（注）} （中小企信用保険法第2条第1項第6号に該当する特定非営利活動法人を除く。）
保証限度額	2億8,000万円
資金使途	運転資金・設備資金
保証期間	運転資金：原則として、5年以内（据置期間1年以内） 設備資金：原則として、7年以内（据置期間1年以内）
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	証書貸付
返済方法	均等分割返済
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率	年1.15%
必要書類	①法に基づく認定申請書の写し ②法第6条第1項に規定する一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人であることを証する書面
保証割合	責任共有制度対象
審査担当部署	経営支援部

（注）一般社団法人は、社員総会における議決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものをいいます。

一般財団法人は、設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上を中小企業者が拠出しているものをいいます。

特定非営利活動法人は、社員総会における表決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものをいいます。

30 商店街活性化事業関連保証

経済産業大臣の認定を受けた商店街活性化事業計画にしたがって行われる商店街活性化事業に必要な資金について行う保証

保証対象者	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき経済産業大臣の認定を受けた商店街活性化事業計画にしたがって商店街活性化事業を行う商店街振興組合等又はその組合員若しくは所属員である中小企業者
保証限度額	2億8,000万円（組合は4億8,000万円）
資金使途	運転資金・設備資金
保証期間	10年以内（据置期間なし）
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	証書貸付
返済方法	均等分割返済
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率	年0.70%（有担保割引なし）
必要書類	法に基づく認定申請書の写し
保証割合	責任共有制度対象
審査担当部署	経営支援部

3 1 商店街活性化支援関連保証

経済産業大臣の認定を受けた商店街活性化支援事業計画にしたがって行われる商店街活性化支援事業に必要な資金について行う保証

保証対象者	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき経済産業大臣の認定を受けた商店街活性化支援事業計画にしたがって商店街活性化支援事業を行う一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人 ^{（注）} （中小企信用保険法第2条第1項第6号に該当する特定非営利活動法人を除く。）
保証限度額	2億8,000万円
資金使途	運転資金・設備資金
保証期間	10年以内（据置期間なし）
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	証書貸付
返済方法	均等分割返済
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率	年1.15%
必要書類	①法に基づく認定申請書の写し ②法第6条第1項に規定する一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人であることを証する書面
保証割合	責任共有制度対象
審査担当部署	経営支援部

（注）一般社団法人は、社員総会における議決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものをいいます。

一般財団法人は、設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上を中小企業者が拠出しているものをいいます。

特定非営利活動法人は、社員総会における表決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものをいいます。

3 2 商店街活性化促進事業関連保証

商店街活性化促進事業計画に記載された適合事業のうち、特に事業資金の融通の円滑化に必要な資金について行う保証

保証対象者	内閣総理大臣の認定を受けた市区町村（認定市町村）が作成する、地域再生計画 ^{（注1）} に記載されている商店街活性化促進事業 ^{（注2）} の実施に関する計画（商店街活性化促進事業計画）に記載された適合事業 ^{（注3）} のうち、特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、又は行おうとする者として認定市町村の長の認定を受けた中小企業・小規模事業者
保証限度額	2億8,000万円（組合は4億8,000万円）
資金使途	運転資金・設備資金
保証期間	20年以内
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	証書貸付
返済方法	均等分割返済
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率	年0.70%（有担保割引なし） ※併用する保証により料率は異なります。
必要書類	地域再生法第17条の16第1項に係る認定を受けたことを証する書面（認定申請書及び認定書）の写し
保証割合	責任共有制度対象
審査担当部署	経営支援部

（注1）地域再生計画とは、地方公共団体が、単独で又は共同して作成する、地域再生基本方針に基づき地域再生を図るための計画をいいます。地方公共団体は、本計画について、地域再生法施行規則第1条に定めるところにより、内閣総理大臣の認定を申請することができます。

（注2）商店街活性化促進事業とは、商店街活性化促進区域において、商店街の活性化を図るために行う事業であって、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものをいいます。

（注3）適合事業とは、商店街の活性化の方向性その他の商店街活性化促進事業に関する基本的な方針に適合する事業をいいます。

3 3 商店街整備等支援関連保証

県知事が認定した商店街整備等支援計画にしたがった高度化事業の実施に必要な資金について行う保証

保証対象者	中小小売商業振興法による商店街整備等支援計画に基づく高度化事業計画について、経済産業大臣等の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人 ^(注)
保証限度額	2億8,000万円
資金使途	運転資金・設備資金
保証期間	20年以内（最大）
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	手形貸付・証書貸付・手形割引
返済方法	均等分割弁済
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率	年1.15%
必要書類	法に基づく認定商店街整備等支援計画書の写し
保証割合	責任共有制度対象
審査担当部署	経営支援部

（注）一般社団法人は、社員総会における議決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものをいいます。

一般財団法人は、設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上を中小企業者が拠出しているものをいいます。

主務大臣等が認定した中小小売商業高度化事業に必要な資金について行う保証

保証対象者	次に掲げる中小企業者等 ①主務大臣の認定を受けた特定事業計画にしたがって、中心市街地において都市型新事業を実施する企業等の立地の促進を図るための施設であって、相当数の企業等が利用するため のものを整備する事業（中心市街地の活性化に関する法律（以下「法」という。）第7条 10項第1号に掲げる特定事業）を行う中小企業者、特定会社 ^{（注1）} 、一般社団法人又は一般 財団法人 ^{（注2）} ②経済産業大臣の認定を受けた中小小売商業高度化事業計画にしたがって、法第7条第7項 第1号から6号までに掲げる中小小売商業高度化事業を行う中小企業者
保証限度額	2億8,000万円
資金使途	運転資金・設備資金
保証期間	20年以内（最大）
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	手形貸付・証書貸付・手形割引
返済方法	均等分割返済
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率	年0.70%（有担保割引なし）
必要書類	①法に基づく認定申請書の写し ②借入人が一般社団法人又は一般財団法人の場合、法第53条第2項に規定する一般社団法 人又は一般財団法人であることを証する書面
保証割合	責任共有制度対象
審査担当部署	経営支援部

（注1）商工会、商工会議所又は中小企業者が出資し、政令で定める要件に該当する会社

（注2）一般社団法人は、社員総会における議決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものをいいます。

一般財団法人は、設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上を中小企業者が拠出しているものをいいます。

主務大臣等が認定した中小小売商業高度化支援等事業に必要な資金について行う保証

保証対象者	次に掲げる特定会社 ^(注1) 、一般社団法人又は一般財団法人 ^(注2) ①主務大臣の認定を受けた特定事業計画にしたがって、中心市街地において都市型新事業を実施する企業等の立地の促進を図るための施設であって相当数の企業が利用するため のものを整備する事業（中心市街地活性化法（以下「法」という。）第7条第10項第1 号に掲げる特定事業）を行うもの ②経済産業大臣の認定を受けた中小小売商業高度化事業計画にしたがって法第7条第7項 第7号の中小小売商業高度化事業を行うもの
保証限度額	5億6,000万円 ※特定会社は、中心市街地商業等活性化関連保証及び一般保証、公益法人は中心市街地商 業等活性化関連保証と合算となります。
資金使途	運転資金・設備資金
保証期間	20年以内（最大）
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	手形貸付・証書貸付・手形割引
返済方法	均等分割返済
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率	年1.15%
必要書類	①法に基づく認定申請書の写し ②借入人が一般社団法人又は一般財団法人の場合、法第53条第2項に規定する一般社団法 人又は一般財団法人であることを証する書面
保証割合	責任共有制度対象
審査担当部署	経営支援部

（注1）商工会、商工会議所又は中小企業が出資し、政令で定める要件に該当する会社

（注2）一般社団法人は、社員総会における議決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものをいいます。

一般財団法人は、設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上を中小企業者が拠出しているものをいいます。

経済産業大臣等が認定した高度化事業計画にしたがった高度化事業等に必要な資金について行う保証

保証対象者	中小小売商業振興法（以下「法」という。）による高度化事業計画（商店街整備等支援計画を除く。）について、経済産業大臣等の認定を受けた中小企業者
保証限度額	2億8,000万円（組合は4億8,000万円）
資金使途	運転資金・設備資金
保証期間	20年以内（最大）
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	手形貸付・証書貸付・手形割引
返済方法	均等分割弁済
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率	年0.70%（有担保割引なし）
必要書類	法に基づく認定高度化事業計画書の写し
保証割合	責任共有制度対象
審査担当部署	経営支援部

37 流通業務総合効率化関連保証

主務大臣が認定した流通業務総合効率化事業についての計画の実施に必要な資金について行う保証

保証対象者	事業協同組合等のみならず任意グループや個々の中小企業者が行う流通業務の効率化への取組を支援することを目的とした流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「法」という。）に基づく、流通業務総合効率化事業についての計画について主務大臣の認定を受けた事業を行う中小企業者
保証限度額	2億8,000万円（組合は4億8,000万円）
資金使途	運転資金・設備資金
保証期間	20年以内（最大）
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	証書貸付
返済方法	均等分割返済
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率	年0.70%（有担保割引なし）
必要書類	法に基づく認定申請書の写し
保証割合	責任共有制度対象
審査担当部署	経営支援部

38 小規模事業者支援関連保証

商工会及び商工会議所と連携して小規模事業者の経営改善又は発展を支援する事業に必要な資金について行う保証

保証対象者	認定事業継続力強化支援計画において事業継続力強化支援事業 ^(注1) を実施する者とされた又は認定経営発達支援計画において経営発達支援事業 ^(注2) を実施する者とされた一般社団法人 ^(注3) 若しくは一般財団法人 ^(注4) 若しくは特定非営利活動法人 ^(注5)
保証限度額	2億8,000万円
資金使途	運転資金・設備資金
保証期間	20年以内（最大）
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	手形貸付・証書貸付・手形割引
返済方法	均等分割返済
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率	年1.15%
必要書類	法に基づく認定申請書及び認定通知書の写し
保証割合	責任共有制度対象
審査担当部署	経営支援部

（注1）事業継続力強化支援事業とは、商工会又は商工会議所が関係市町村と共同して作成する、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業をいいます。

（注2）経営発達支援事業とは、商工会又は商工会議所が関係市町村と共同して作成する、小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓その他の小規模事業者の経営の発達に特に資する事業をいいます。

（注3）一般社団法人は、社員総会における議決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものに限りま。

（注4）一般財団法人は、設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上が中小企業者により拠出されているものに限りま。

（注5）特定非営利活動法人は、社員総会における表決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものをいいます。

39 特定下請連携事業関連保証

下請中小企業者が自主的に取引先の開拓を図るために必要な資金について行う保証

保証対象者		主務大臣 ^(注1) より認定を受けた特定下請連携事業計画 ^(注2) にしたがって特定下請連携事業を行う特定下請事業者 ^(注3)
保証限度額	ア	2億8,000万円（組合は4億8,000万円）
	イ	新事業開拓保証に係る場合 4億円（組合は6億円） ※新事業開拓保証に係る他の保証と合算になります。
資金使途		運転資金・設備資金
保証期間		概ね7年以内（最大で20年以内）
貸付利率		金融機関所定の貸付利率
貸付形式		原則として、証書貸付
返済方法		均等分割返済
担保		必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人		必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率		年0.70% ※併用する保証により料率は異なります。
必要書類		①法に基づく認定申請書の写し ②新事業開拓保証の場合は、新事業であることを証する書面、認定申請書、新事業の開拓に関する計画書
保証割合		責任共有制度対象
審査担当部署		経営支援部

（注1）経済産業大臣及び事業者の業を所管する大臣をいいます。

（注2）特定下請連携事業計画：2以上の特定下請事業者（*）が有機的に連携し、新事業活動を行うことにより、特定の親事業者以外の者との取引を開始、拡大し、特定の親事業者への依存の状態の改善を図る特定下請連携事業に関する計画をいいます。

*連携する各事業者が認定を受けた同一の事業計画で本制度を利用できます。

（注3）特定下請事業者：下請事業者のうち、その事業活動の相当部分が、持続的に特定の親事業者との下請取引に依存して行われている状態にある中小企業者をいいます。

主務大臣の認定を受けた振興事業計画にしたがって振興事業を行うために必要な資金について行う保証

保証対象者	主務大臣の承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を実施する中小企業者	
保証限度額	ア	2億8,000万円（組合は4億8,000万円）
	イ	流動資産担保保証に係る場合（保証割合80%） 2億円（貸付限度額2億5,000万円）
資金使途	事業資金	
保証期間	運転資金：原則として、5年以内（据置期間1年以内） 設備資金：原則として、7年以内（据置期間1年以内）	
貸付利率	金融機関所定の貸付利率	
貸付形式	証書貸付 ※流動資産担保保証に係る場合は当座貸越又は手形貸付	
返済方法	原則として、均等分割弁済	
担保	流動資産担保保証を利用する場合は、申込人が主務大臣の承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を実施する親事業者 ^{（注）} に対して有する売掛債権のみを譲渡担保として徴求する。	
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 なお、流動資産担保保証を利用する場合は不要です。	
保証料率	年0.70%（有担保割引なし）※流動資産担保保証に係る場合は年0.56%	
必要書類	主務大臣の承認を受けた振興事業計画の写し	
保証割合	責任共有制度対象 ※流動資産担保保証に係る場合は部分保証（保証割合80%）	
審査担当部署	経営支援部	
その他	①流動資産担保保証に係る場合は、保証期間、貸付期間、保証料率、連帯保証人等の条件については、同保証の条件となります。ただし、譲渡担保として徴求できるのは、親事業者に対して有する売掛債権に限られます。 ②なお、根保証の場合、金融業においては、投機を目的とする資金が混入する虞があるため取扱いできません。	

（注）親事業者とは、下請中小企業振興法（以下「法」という。）第2条2項に規定する親事業者をいい、当該振興事業計画に従って振興事業を実施する下請事業者（法第2条第4項に規定する下請事業者をいう。）であって当該振興事業計画に従って振興事業を実施する他の下請事業者の親事業者であるもの及び振興事業計画について主務大臣の承認を受けた事業協同組合その他の団体の構成員である下請事業者であって当該団体の構成員である他の下請事業者の親事業者であるものを含む。

4 1 下請中小企業取引機会創出事業関連保証

経済産業大臣の認定を受けた認定事業者が行う、下請中小企業取引機会創出事業^(注)に必要な資金について行う保証

保 証 対 象 者	下請中小企業振興法第 15 条の規定に基づき、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	
保証限度額	ア	2 億 8,000 万円（組合は 4 億 8,000 万円）
	イ	新事業開拓保証に係る場合 3 億円（組合は 6 億円） ※新事業開拓保証に係る他の保証と合算になります。
資 金 使 途	運転資金・設備資金	
保 証 期 間	20 年以内	
貸 付 利 率	金融機関所定の貸付利率	
貸 付 形 式	原則として、証書貸付	
返 済 方 法	原則として、均等分割返済	
担 保	必要に応じて提供していただきます。	
連 帯 保 証 人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。	
保 証 料 率	年 0.70%（有担保割引なし） ※併用する保証により料率は異なります。	
必 要 書 類	①法に基づく認定申請書の写し ②認定通知書の写し ③下請中小企業取引機会創出事業に関する計画書 ④新事業開拓保証の場合は、新事業であることを証する書面、認定申請書、新事業の開拓に関する計画書	
保 証 割 合	責任共有制度対象	
審 査 担 当 部 署	経営支援部	

(注) 下請中小企業取引機会創出事業とは、次に掲げる事業を言います。

- ①法人又は個人から下請中小企業振興法第 2 条第 2 項各号のいずれかに掲げる行為の委託を受け、かつ、当該行為の全部又は一部をあらかじめ定めた方法により決定した中小企業者に再委託すること。
- ②①の委託を受けた行為についての再委託に係る工程管理又は品質管理を行うこと。
- ③①の事業において再委託をする見込みのある相当数の中小企業者に対し、取引の機会の創出のために必要な助言及び情報の提供を行うこと。

4 2 情報提供支援関連保証

経済産業大臣の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人が情報提供業務の実施に必要な資金について行う保証

保証対象者	中小企業支援法第13条に規定する認定情報提供機関 ^(注1) として、情報提供業務を行う一般社団法人、一般財団法人 ^(注2)
保証限度額	2億8,000万円
資金使途	運転資金・設備資金
保証期間	20年以内（最大）
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	証書貸付
返済方法	均等分割返済
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率	年1.15%
必要書類	①経済産業大臣の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人であることを証する書面の写し ②借入金で情報提供業務を実施するために必要な資金に係るものであることを証する書面の写し
保証割合	責任共有制度対象
審査担当部署	経営支援部

（注1）情報提供業務を行う者であって、経済産業大臣に定める指針に適合すると認められるものとして、経済産業大臣の認定を受けたものをいいます。

（注2）一般社団法人は、社員総会における議決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものをいいます。

一般財団法人は、設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上を中小企業者が拠出しているものをいいます。

4 3 情報処理支援関連保証

情報処理支援業務の実施に必要な資金について行う保証

保証対象者	中小企業等経営強化法の規定に基づき、情報処理能力の強化を図る中小企業者等に対する指導、助言等を行うため、情報処理に関する高度な知識及び経験を有する認定情報処理支援機関として経済産業大臣の認定を受けた一般社団法人 ^(注1) 又は一般財団法人 ^(注2)
保証限度額	2億8,000万円
資金使途	運転資金・設備資金
保証期間	20年以内
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	証書貸付
返済方法	分割返済
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率	年1.15%
必要書類	一般社団法人又は一般財団法人であることを証する書面の写し 情報処理支援業務に関する計画書の写し
保証割合	責任共有制度対象
審査担当部署	経営支援部

(注1) 一般社団法人は、社員総会における議決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものをいいます。

(注2) 一般財団法人は、設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上を中小企業者が拠出しているものをいいます。

4 4 技術等情報漏えい防止措置関連保証

技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施に必要な資金について行う保証

保証対象者	産業競争力強化法の規定に基づき、技術等情報漏えい防止措置認証業務 ^(注1) の範囲を中小企業者 ^(注3) に対して行うものに限定して主務大臣の認定を受けた一般社団法人 ^(注2) 又は一般財団法人
保証限度額	2億8,000万円
資金使途	運転資金・設備資金
保証期間	20年以内
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	証書貸付
返済方法	分割返済
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率	年1.15%
必要書類	一般社団法人又は一般財団法人であることを証する書面の写し 技術等情報漏えい防止措置認証業務に関する計画書の写し
保証割合	責任共有制度対象
審査担当部署	経営支援部

(注1) 技術等情報漏えい防止措置認証業務とは、次に掲げる業務をいいます。

- ①他の事業者が実施する技術等情報漏えい防止措置が、技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要なものとして主務大臣が定める基準に適合している旨の認証を行うこと。
- ②上記①に掲げる業務に附帯して、技術等情報漏えい防止措置を適切に実行するために必要な指導及び助言を行うこと。

(注2) 一般社団法人は、社員総会における議決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものをいいます。

(注3) 一般財団法人は、設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上を中小企業者が拠出しているものをいいます。

4 5 情報処理システム運用・管理関連保証

情報処理システムを良好な状態に維持し、企業経営において戦略的に利用するために必要となる同システムの設計、開発又は導入に係る資金について行う保証

保証対象者	情報処理システムの運用及び管理に関する取組の実施の状況が優良なものであること、その他の経済産業省令で定める基準 ^(注) に適合するものであることについて、経済産業大臣の認定を受けた中小企業・小規模事業者
保証限度額	2億8,000万円（組合は4億8,000万円）
資金使途	運転資金・設備資金
保証期間	20年以内
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	原則として、証書貸付
返済方法	原則として、均等分割返済
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率	年0.70%（有担保割引なし）
必要書類	①認定申請書の写し及び認定通知書の写し ②情報処理システムの運用及び管理に関する計画書
保証割合	責任共有制度対象
審査担当部署	経営支援部

（注）次の何れにも該当することが必要。

- ①事業者が、最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から、企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性を決定し、公表していること。ただし、意思決定機関（取締役会又は取締役会に準ずる機関、以下同じ。）を設けている場合には、意思決定機関の決定に基づいたものに限る。
- ②事業者が、最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から、次に掲げる事項を含む企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（以下「戦略」という。）を決定し、公表していること。ただし、意思決定機関を設けている場合には、意思決定機関の決定に基づいたものに限る。
 - ア 戦略において、当該戦略を効果的に推進するための体制が示されていること。
 - イ 戦略において、最新の情報処理技術の活用のための環境整備に関する具体的な方策が示されていること。
- ③事業者が、戦略の達成状況に係る評価に関する指標を決定し、公表していること。
- ④事業者において、戦略の推進等の実務の執行を総括する責任者（以下「実務執行総括責任者」という。）が、効果的な戦略の推進を図るために必要な情報発信を実施していること。
- ⑤実務執行総括責任者が、主導的な役割を果たし、最新の情報処理技術の変化を踏まえた事業者が利用する情報処理システムにおける課題を把握していること。
- ⑥サイバーセキュリティに関する対策的的確な策定及び実施を行っていること。

主務大臣の認定を受けた「特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画」、「特定高度情報通信技術活用システム導入計画」又は「特定半導体生産施設整備等計画」に従って実施する特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び同システムの導入、又は特定半導体生産施設整備等に必要な資金について行う保証

保証対象者	特定高度情報通信技術活用システム ^(注1) の開発供給 ^(注2) 及び導入の促進に関する法律第7条第1項の規定に基づき主務大臣の認定を受けた「特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画」、同法第9条第1項の規定に基づき主務大臣の認定を受けた「特定高度情報通信技術活用システム導入計画」又は同法第11条第1項の規定に基づき主務大臣の認定を受けた「特定半導体生産施設整備等計画」に従って、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び同システムの導入、又は特定半導体生産施設整備等を実施する中小企業・小規模事業者
保証限度額	2億8,000万円
資金使途	運転資金・設備資金
保証期間	20年以内
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	原則として、証書貸付
返済方法	原則として、均等分割返済
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率	年0.70%（有担保割引なし）
必要書類	認定申請書の写し及び認定書の写し （認定の変更があった場合、変更申請書及び変更認定書を含む。）
保証割合	責任共有制度対象
審査担当部署	経営支援部

（注1）特定高度情報通信技術活用システムとは、5G情報通信システム、ドローン、ドローンシステムを想定しています。

（注2）特定高度情報通信技術活用システムの開発供給とは、同システムの開発又は提供及び維持管理をいいます。

4 7 伝統的工芸品支援関連保証

経済産業大臣が認定した支援計画にしたがった伝統工芸品（注 1）産業を支援する事業に必要な資金について行う保証

保証対象者	伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下「法」という。）による支援計画について経済産業大臣の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人 ^{（注 2）}
保証限度額	2 億 8,000 万円
資金使途	運転資金・設備資金
保証期間	20 年以内（最大）
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	手形貸付・証書貸付・手形割引
返済方法	均等分割弁済
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率	年 1.15%
必要書類	法に基づく認定支援計画書の写し
保証割合	責任共有制度対象
審査担当部署	経営支援部

（注 1）法が定める要件を具備した工芸品であって、経済産業大臣が指定したものをいいます。

（注 2）一般社団法人は、社員総会における議決権の 2 分の 1 以上を中小企業者が有しているものをいいます。

一般財団法人は、設立に際して拠出された財産の価額の 2 分の 1 以上を中小企業者が拠出しているものをいいます。

地域伝統芸能等の活用行事に関連して実施される特定事業等に必要な資金について行う保証

保証対象者	地域伝統芸能等を活用した事業の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（以下「法」という。）による都道府県が定める基本計画に基づき実施される特定事業等のうち、特に事業資金の融通の円滑化が必要なものとして経済産業省令で定める事業を行う者としてその住所地を管轄する市町村の認定を受けた中小企業者
保証限度額	2億8,000万円（組合は4億8,000万円）
資金使途	運転資金・設備資金
保証期間	20年以内（最大）
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	手形貸付・証書貸付・手形割引
返済方法	均等分割弁済
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率	年0.70%（有担保割引なし）
必要書類	①法に基づく認定書の写し ②借入金が「地域伝統芸能等関連保証の対象事業を行うのに必要な資金に係るものであることを証する書面」
保証割合	責任共有制度対象
審査担当部署	経営支援部

県知事が認定した改善計画にしたがって雇用管理の改善を行うのに必要な資金について行う保証

保証対象者	次のいずれかに該当する中小企業者 ①労働環境の改善、福利厚生の充実、募集方法の改善、その他の雇用管理の改善に関する事業の認定を受けた事業協同組合等、又はその構成員たる中小企業者 ②新たな分野への進出若しくは事業の開始に伴って実施することにより良好な雇用の機会の創出に資する事業を行う中小企業者
保証限度額	2億8,000万円（組合は4億8,000万円）
資金使途	運転資金・設備資金
保証期間	20年以内（最大）
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	手形貸付・証書貸付・手形割引
返済方法	均等分割返済
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率	年0.70%（有担保割引なし）
必要書類	認定を受けた改善計画書の写し
保証割合	責任共有制度対象
審査担当部署	経営支援部

主務大臣の認定を受けた社外高度人材活用新事業分野開拓事業計画に従って行われる社外高度人材活用新事業分野開拓に必要な資金について行う保証

保証対象者	社外高度人材活用新事業分野開拓 ^(注) を行おうとする新規中小企業者等であり、社外高度人材活用新事業分野開拓に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けた中小企業・小規模事業者（個人又は会社に限られ、その他の組織形態（組合等）は対象とならない）	
保証限度額	ア	2億8,000万円
	イ	新事業開拓保証に係る場合 3億円 ※新事業開拓保証に係る他の保証と合算になります。
	ウ	海外投資関係保証に係る場合 3億円 ※海外投資関係保証に係る他の保証と合算になります。
資金使途	運転資金・設備資金	
保証期間	20年以内	
貸付利率	金融機関所定の貸付利率	
貸付形式	原則として、証書貸付	
返済方法	原則として、均等分割返済	
担保	必要に応じて提供していただきます。	
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。	
保証料率	年0.70%（有担保割引なし） ※併用する保証により料率は異なります。	
必要書類	①認定を受けた社外高度人材活用新事業分野開拓計画に係る認定申請書の写し ②新事業開拓保証の場合は、新事業であることを証する書面、認定申請書、新事業の開拓に関する計画書 ③海外投資関係保証の場合は、海外直接投資の事業に要する資金であることを証する書面（海外投資関係保証所定の計画書）	
保証割合	責任共有制度対象	
審査担当部署	経営支援部	

（注）社外高度人材活用新事業分野開拓とは、新規中小企業者等が、社外高度人材（プログラマー・エンジニア、弁護士・税理士・会計士等）を活用して新事業活動を行い、新たな事業分野の開拓を図ることをいいます。

5 1 経営承継関連保証

経済産業大臣が認定した計画に従い経営の承継の円滑化に必要な資金について行う保証

保証対象者	次の（１）又は（２）に該当し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第 12 条第 1 項第 1 号イ又は同条同項第 2 号イの規定による経済産業大臣の認定を受けたもの （１）会社である中小企業者であって、次の①から⑥までのいずれかの事由が生じていると認められること。 ①当該申込人以外の者が有する当該申込人の議決権株式を取得する必要があること。 ②当該申込人以外の者が有する当該申込人の事業用資産等を取得する必要があること。 ③当該申込人の代表者（代表者であった者を含む。）が死亡又は退任した後の３か月間における当該申込人の売上高又は販売数量が、前事業年度の同時期の３か月間における売上高等の１００分の８０以下に減少することが見込まれる（している）こと。 ④仕入先からの仕入れに係る取引条件について当該申込人の不利益となる設定又は変更が行われたこと。 ⑤取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。 ⑥その他諸費用が生じたこと。 （２）個人である中小企業者であって、次の①から⑦までのいずれかの事由が生じていると認められること。 ①当該中小企業者以外の者が有する当該中小企業者の事業用資産等を取得する必要があること。 ②当該中小企業者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該中小企業者の事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。 ③当該他の個人である中小企業者が死亡又は当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業を譲渡した後の３か月間における当該中小企業者の売上高等が、前年の同時期の３か月間における売上高等の１００分の８０以下に減少することが見込まれる（している）こと。 ④仕入先からの仕入れに係る取引条件について当該中小企業者の不利益となる設定又は変更が行われたこと。 ⑤取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。 ⑥次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があり、又は家事事件手続法により審判が確定し、若しくは調停が成立したこと。 ア 当該個人が有する事業用資産等をもってする分割に代えて当該個人が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産分割 イ 当該個人が遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭の額 ⑦その他諸費用が生じたこと。																																									
保証限度額	2 億 8,000 万円																																									
資金使途	運転資金・設備資金																																									
保証期間	運転資金：10 年以内 設備資金：15 年以内																																									
貸付利率	金融機関所定の貸付利率																																									
貸付形式	手形貸付・証書貸付・手形割引・電子記録債権割引																																									
返済方法	一括返済・分割返済																																									
担保	必要に応じて提供していただきます。																																									
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。																																									
保証料率	経営状況に応じて決定（下表参照） <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr><tr><td rowspan="2">責任共有保証料率</td><td>貸借対照表あり</td><td>1.90%</td><td>1.75%</td><td>1.55%</td><td>1.35%</td><td>1.15%</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td></tr><tr><td>貸借対照表なし</td><td colspan="9">1.15%</td></tr></table>										区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有保証料率	貸借対照表あり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	貸借対照表なし	1.15%								
区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																
責任共有保証料率	貸借対照表あり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%																																
	貸借対照表なし	1.15%																																								
必要書類	法に基づく認定書及び認定申請書の写し																																									
保証割合	責任共有制度対象																																									
審査担当部署	経営支援部																																									

事業承継に伴い、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者の代表者個人が事業承継に必要とする資金について行う保証

保証対象者	次のいずれかに該当し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号イの規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）の代表者 （１）認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者以外の者が有する株式等を取得する必要があること。 （２）認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。 （３）認定中小企業者の代表者が、株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。 （４）認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと。 （５）認定中小企業者の代表者が遺留分侵害額の請求に基づき金銭を支払うこと。 （６）その他諸費用が生じたこと。																																									
保証限度額	2億8,000万円																																									
資金使途	運転資金・設備資金																																									
保証期間	運転資金：10年以内（据置期間1年以内） 設備資金：15年以内（据置期間1年以内）																																									
貸付利率	金融機関所定の貸付利率																																									
貸付形式	手形貸付・証書貸付																																									
返済方法	分割返済																																									
担保	必要に応じて提供していただきます。																																									
連帯保証人	原則として、認定中小企業者を除き不要																																									
保証料率	経営状況に応じて決定（下表参照） <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr><tr><td rowspan="2">責任共有保証料率</td><td>貸借対照表あり</td><td>1.90%</td><td>1.75%</td><td>1.55%</td><td>1.35%</td><td>1.15%</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td></tr><tr><td>貸借対照表なし</td><td colspan="9">1.15%</td></tr></table>										区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有保証料率	貸借対照表あり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	貸借対照表なし	1.15%								
区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																
責任共有保証料率	貸借対照表あり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%																																
	貸借対照表なし	1.15%																																								
必要書類	①法に基づく認定書の写し ②認定申請書の写し ③認定中小企業者の関係書類一式（商業登記簿謄本、定款、確定申告書3期分等）																																									
保証割合	責任共有制度対象																																									
審査担当部署	経営支援部																																									
その他	①認定を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までに保証申込を行う必要があります。 ②申込人と主たる取引関係を有する金融機関を経由して保証申込を行う必要があります。																																									

経済産業大臣の認定を受けた中小企業者が、企業間の合併や買収（M&A）による事業承継に必要とする資金について行う保証

保証対象者	次の（１）から（３）のいずれかに該当する中小企業者 （１）会社である中小企業者（金融商品取引法第２条第１６項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第６７条の１１第１項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。）であって、次の①又は②の事由が生じていることにつき、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（以下「法」という。）第１２条第１項第１号ロの規定による経済産業大臣の認定を受けていること。 ①他の中小企業者の役員（当該他の中小企業者が会社である場合に限る。以下（２）①及び（３）①アにおいて同じ。）又は親族（他の中小企業者が会社である場合にあっては、当該他の中小企業者の代表者の親族を含む。以下（２）①及び（３）①アにおいて同じ。）の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。 ②他の中小企業者（他の中小企業者が会社である場合にあってはその代表者。以下（２）②及び（３）①イにおいて同じ。）が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。 （２）個人である中小企業者であって、次の①又は②の事由が生じていることにつき、法第１２条第１項第２号ロの規定による経済産業大臣の認定を受けていること。 ①他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。 ②他の中小企業者が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。 （３）会社である中小企業者であって、次の①から③のいずれにも該当すること。 ①次のア又はイいずれかの事由が生じていること及びウに該当することにつき、法第１２条第１項第１号ハの規定による経済産業大臣の認定を受けていること。 ア 他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。 イ 他の中小企業者が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。 ウ 認定申請日の直前の決算において次の要件を満たすこと。 ａ 資産超過であること。 ｂ $EBITDA$ 有利子負債倍率（（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費））が１０倍以内であること。 ②信用保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。 ③信用保証協会への申込日において、返済緩和している借入金がないこと。
保証限度額	２億８,０００万円

資 金 使 途	運転資金・設備資金																																									
保 証 期 間	運転資金：10 年以内（据置期間 1 年以内） 設備資金：15 年以内（据置期間 1 年以内）																																									
貸 付 利 率	金融機関所定の貸付利率																																									
貸 付 形 式	手形貸付・証書貸付・手形割引・電子記録債権割引																																									
返 済 方 法	一括返済・分割返済																																									
担 保	必要に応じて提供していただきます。																																									
連 帯 保 証 人	保証対象者（１）又は（２）の場合：必要となる場合があります。ただし、法人代表者又は他の中小企業者（会社に限る。）以外の連帯保証人は原則不要です。 保証対象者（３）の場合：不要（代表者個人の連帯保証も不要）																																									
保 証 料 率	経営状況に応じて決定（下表参照） <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr><tr><td rowspan="2">責任共有 保証料率</td><td>貸借対照表あり</td><td>1.90%</td><td>1.75%</td><td>1.55%</td><td>1.35%</td><td>1.15%</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td></tr><tr><td>貸借対照表なし</td><td colspan="9">1.15%</td></tr></table>										区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有 保証料率	貸借対照表あり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	貸借対照表なし	1.15%								
区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																
責任共有 保証料率	貸借対照表あり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%																																
	貸借対照表なし	1.15%																																								
必 要 書 類	①必須書類 法に基づく認定書及び認定申請書の写し、承継に係る明確な合意があることを証する書面の写し ②申込人が事業用資産等を譲り受ける場合 不動産登記簿謄本、事業用資産等の価格を証する書類の写し ③申込人が会社である場合 認定申請日における定款の写し、上場会社等に該当しない旨の誓約書 ④他の中小企業者が会社である場合 履歴事項全部証明書、定款の写し、申込人が他の中小企業者の株式等の譲受けの申込をする場合は、当該他の中小企業者の株主名簿及び当該株式等の価格を証する書類の写し ⑤保証対象者（３）の場合 財務要件等確認書																																									
保 証 割 合	責任共有制度対象																																									
審 査 担 当 部 署	経営支援部																																									

5 4 特定経営承継準備関連保証

役員や従業員による買収（ＥＢＯ）、親族内承継等により、経済産業大臣の認定を受けた事業を営んでいない個人が、中小企業者の事業承継に必要な資金について行う保証

保証対象者	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第12条第1項第3号の規定による経済産業大臣の認定を受けた「事業を営んでいない個人 ^(注) 」
保証限度額	2億8,000万円
資金使途	運転資金・設備資金
保証期間	運転資金：10年以内（据置期間1年以内） 設備資金：15年以内（据置期間1年以内）
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	証書貸付
返済方法	一括返済・分割返済
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、他の中小企業者（会社に限る。）以外の連帯保証人は不要です。
保証料率	年1.15%
必要書類	①法に基づく認定書及び認定申請書の写し、承継に係る明確な合意があることを証する書面の写し ②申込人が事業用資産等を譲り受ける場合 不動産登記簿謄本、事業用資産等の価格を証する書類の写し ③他の中小企業者が会社である場合 履歴事項全部証明書、定款の写し、申込人が他の中小企業者の株式等の譲受けの申込をする場合は、当該他の中小企業者の株主名簿及び当該株式等の価格を証する書類の写し
保証割合	責任共有制度対象
審査担当部署	経営支援部
その他	①本保証は、認定を受けた「事業を営んでいない個人」に対する保証であり、申込人が法人の代表者に就任した場合又は税務署に開業届を提出した場合は、「事業を営んでいない個人」の要件を満たさないこととなります。 ②法第12条第1項の規定による経済産業大臣の認定権限に属する事務については、申込人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行います。 ③認定を受けた申込人（事業を営んでいない個人）が、承継に不可欠な資産の譲受けを行わない場合には、認定権者は認定を取り消すことができます。

（注）事業を営んでいない個人とは、他の中小企業者の役員（当該他の中小企業者が会社である場合に限る。）

又は親族（他の中小企業者が会社である場合は、代表者の親族を含む。）の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることその他経済産業省令で定める事由が生じていることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められた者をいいます。

経営者保証を提供していることが経営承継の障害になっている場合に、経営者保証を提供している金融機関からの借入れによる債務を経営者保証不要とする融資に借換えるための資金について行う保証

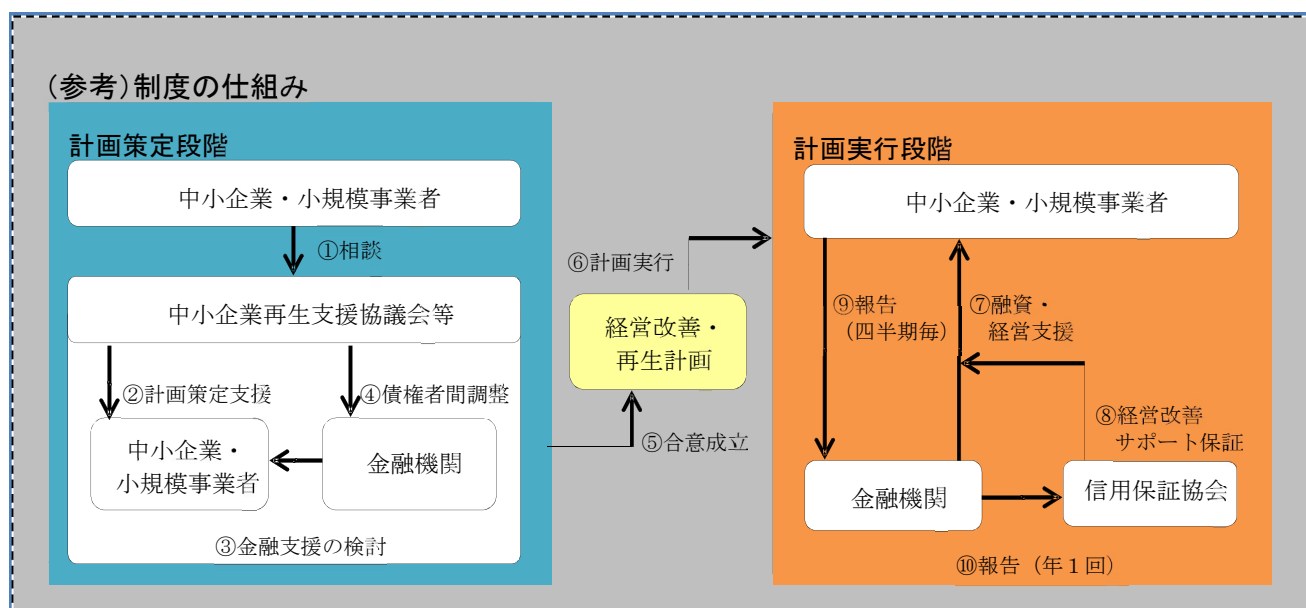
保証対象者	次の（１）から（３）のいずれにも該当する会社である中小企業者 （１）次のいずれにも該当することにつき、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第 12 条第 1 項第 1 号ニの規定による経済産業大臣の認定を受けていること。 ①中小企業者の代表者が当該中小企業者の金融機関からの借入れによる債務を保証していることにより、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。 ②認定申請日の直前の決算において次の要件を満たすこと。 ア 資産超過であること イ EBITDA 有利子負債倍率（（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費））が 10 倍以内であること ③当該中小企業者が認定申請日より 3 年以内に事業承継を予定していること。 （２）信用保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。 （３）信用保証協会への申込日において、返済緩和している借入金がないこと。																																								
保証限度額	2 億 8,000 万円																																								
資金使途	会社の現代表者の個人保証が付されている既往借入金の借換資金																																								
保証期間	10 年以内（据置期間 1 年以内）																																								
貸付利率	金融機関所定の貸付利率																																								
貸付形式	手形貸付・証書貸付																																								
返済方法	一括返済・分割返済																																								
担保	必要に応じて提供していただきます。																																								
連帯保証人	不要（代表者個人の連帯保証も不要）																																								
保証料率	経営状況に応じて決定（下表参照） ①ガバナンスチェックがない場合 <table><tr><td>区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr><tr><td>責任共有保証料率</td><td>1.90%</td><td>1.75%</td><td>1.55%</td><td>1.35%</td><td>1.15%</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td></tr></table> ②ガバナンスチェックがある場合 <table><tr><td>区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr><tr><td>責任共有保証料率</td><td>1.15%</td><td>1.00%</td><td>0.85%</td><td>0.70%</td><td>0.60%</td><td>0.50%</td><td>0.40%</td><td>0.30%</td><td>0.20%</td></tr></table>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有保証料率	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																
責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%																																
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																
責任共有保証料率	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%																																
必要書類	①法施行規則様式第 6 の 3 の都道府県知事の認定書（申請書の写しを含む）の写し及び認定申請の提出書類の写し ②財務要件等確認書 ③借換債務等確認書 ④申込金融機関以外からの借入金を借り換える場合は、他行借換依頼書兼確認書 ⑤ガバナンスチェックがある場合は、ガバナンス体制の整備に関するチェックシート																																								
保証割合	責任共有制度対象																																								
審査担当部署	経営支援部																																								

5 6 事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）

「中小企業再生支援協議会」等による支援を受けて作成した事業再生の計画等に基づき、経営改善に取り組む中小企業者が必要とする資金について行う保証

保証対象者	以下に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）にしたがって事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者 ①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生計画 ②認定支援機関（㈱東日本大震災事業者再生支援機構法）の指導又は助言を受けて作成された事業再生計画 ③特定認証紛争解決手続にしたがって作成された事業再生計画 ④㈱整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤㈱地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥㈱東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく調停における調書（同法第 17 条第 1 項の調停条項によるものを除く。）又は同法第 20 条に規定する決定において特定されたもの ⑨中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 ⑩独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第 140 条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ⑪経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生計画 ⑫中小企業等経営強化法第 31 条第 2 項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画
保証限度額	2 億 8,000 万円（組合の場合 4 億 8,000 万円）
資金使途	運転資金・設備資金（事業再生の計画の実施に必要な資金に限る。）
保証期間	一括返済の場合：1 年以内 分割返済の場合：15 年以内（うち据置期間 1 年以内）
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	手形貸付・証書貸付
返済方法	一括返済・均等分割返済

担 保	必要に応じて提供していただきます。
連 帯 保 証 人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保 証 料 率	年 0.70% ※ただし、責任共有制度の対象外となる既保証を同額以内で借り換える場合の保証料率は 0.80% となります。
必 要 書 類	事業再生計画書 ※制度固有の様式は設けられていませんが、次の内容を満たしていることが必要です。 ①債権者間の合意 ②申込人の経営に係る現況、課題と課題を踏まえた改善策 ③計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画 ④申込日の3か月前に策定
そ の 他 注 意 事 項	①中小企業者は事業再生計画の実施状況を四半期ごとに金融機関へ報告する必要があります。 ②金融機関は原則として、3年間にわたり、中小企業者の事業年度ごとに、協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、自らの経営支援の状況を報告する必要があります。
保 証 割 合	責任共有制度対象 ※ただし、責任共有制度の対象外となる既保証を同額以内で借り換える場合は、責任共有対象外となります。
審 査 担 当 部 署	各事務所・支所及び経営支援部



事業再生を行う中小企業者の事業資金ニーズに対応するために行う保証

保証対象者	金融機関の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められ、次のいずれかに該当する中小企業者 ①特定認証紛争解決手続 ^(注1) によって事業再生を図ろうとするもの ②独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとするもの ③認定支援機関 ^(注2) の指導又は助言を受け、事業再生を図ろうとするもの
保証限度額	2億8,000万円（貸付限度額3億5,000万円） ※保証割合80% （組合は4億8,000万円（貸付限度額6億円））
資金使途	運転資金・設備資金 ^(注3)
保証期間	3年以内
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	手形貸付・証書貸付・手形割引・電子記録債権割引
返済方法	一括返済・均等分割返済
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率	年1.76%（有担保割引なし）
必要書類	①当該事業者について特定認証紛争解決事業者が特定認証紛争解決手続を実施していることが確認できる書面又は認定支援機関が当該事業者の事業再生計画の作成について指導又は助言を開始したことを証する書面 ②特定調停申立書（申立をしている場合のみ） ③事業再生に関する計画書
保証割合	部分保証（保証割合80%）
審査担当部署	経営支援部

（注1）「特定認証紛争解決手続」とは認証紛争解決事業者であって、産業競争力強化法（以下、「法」という。）第47条第1項の規定により認定を受けたものによって行われる再生に関する紛争解決手続をいいます。

（注2）「認定支援機関」とは、法第134条第2項の認定支援機関をいいます。

（注3）次の資金が対象になります。

- ①原材料の購入のための費用、②商品の仕入れのための費用、③商品の生産に係る労務費及び経費、
- ④設備の増設、改良又は補修等のための費用、⑤販売費及び一般管理費、
- ⑥借入金利息の弁済のための費用、⑦少額の債権の弁済のための費用

58 特定中小企業再生支援関連保証

経済産業大臣の認定を受けた特定中小企業再生支援事業等に必要な資金について行う保証

保証対象者	「商工会」「兵庫県商工会連合会」「商工会議所」又は「中小企業支援法第7条第1項に規定する指定法人 ^(注) 」であって、兵庫県の全部又は一部の地域において中小企業再生支援業務を適正かつ確実にを行うことができるものとして経済産業大臣の認定を受けた認定支援機関
保証限度額	2億8,000万円
資金使途	運転資金・設備資金
保証期間	20年以内（最大）
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	手形貸付・証書貸付・手形割引
返済方法	一括返済・分割返済
担保	不要
連帯保証人	不要 ただし、借入人が「指定法人」の場合は必要に応じて徴求します。
保証料率	年1.15%
必要書類	①借入人が産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第29条の2第2項に規定する認定支援機関であることを証する書面 ②中小企業再生支援協議会の決定を経たことを証する書面 ③特定中小企業再生支援事業に関する計画書
保証割合	責任共有制度対象
審査担当部署	経営支援部

（注）「中小企業支援法第7条第1項に規定する指定法人」とは、特定支援事業を行う者であって、次の要件に適合する者につき申請により県知事が指定した法人となります。

- ①申請者が民法第34条の規定により設立された法人であること。
- ②申請者が当該特定支援事業を適正かつ確実に実施することができると認められる者であること。
- ③申請者が指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないこと。

風水害、火災、地震等により激甚災害に指定された災害の復旧に必要な資金について行う保証

保証対象者	激甚災害による被災区域に事業所を有し、災害を受けた中小企業者
保証限度額	2億8,000万円（組合は4億8,000万円） ※本保証（東日本大震災に係る災害に限る。）及び経営安定関連保証（セーフティネット保証）の残高との合計で2億8,000万円 ※本保証（東日本大震災及び危機関連保証に係る災害に限る。）、経営安定関連保証（セーフティネット保証）、東日本大震災復興緊急保証及び危機関連保証との合算限度額は5億6,000万円
資金使途	事業の再建に必要な運転資金・設備資金
保証期間	20年以内（最大）
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	手形貸付・証書貸付・手形割引
返済方法	一括返済・分割返済
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率	年0.90%（有担保割引なし）
必要書類	市町長の罹災証明書（写しでも可）
保証割合	責任共有制度対象外（100%保証）
審査担当部署	各事務所・支所

60 東日本大震災復興緊急保証

東日本大震災によって直接又は間接に被害を受けた中小企業者を対象とする保証

保証対象者	対象者		要件
	特定被災区域 (注1)	①地震、津波等により直接被害を受けた中小企業者（原発事故に係る警戒区域等 ^(注2) 内に事業所を有する中小企業者を含む。）	<罹災証明書>（写しでも可） ※警戒区域等の事業者は、商業登記簿謄本/納税証明書等が必要です。
		②震災の影響により業況が悪化している中小企業者	<市区町村長の認定> 震災後の3か月の売上高等が前3年のいずれかの同期と比較して10%以上^(注3)減少していること。 ※認定申請の際は、売上高等の確認資料が必要です。
保証限度額	2億8,000万円（組合は4億8,000万円） ※本保証、災害関係保証（東日本大震災及び危機関連保証に係る災害に限る。）、経営安定関連保証及び危機関連保証との合算限度額は5億6,000万円		
資金使途	運転資金・設備資金		
保証期間	10年以内		
貸付利率	金融機関所定の貸付利率		
貸付形式	手形貸付・証書貸付		
返済方法	均等分割返済		
担保	必要に応じて提供していただきます。		
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。		
保証料率	年0.70%（有担保割引なし）		
必要書類	市区町村長の罹災証明書又は認定書等 ※保証対象者によって必要書類が異なります。		
保証割合	責任共有制度対象外（100%保証）		
審査担当部署	各事務所・支所		

（注1）特定被災区域（政令指定）：災害救助法が適用された市町村等（岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県の一部の市町村）

（注2）警戒区域等：警戒区域、計画避難区域、緊急時避難準備区域

（注3）被災前3年のうち震災の影響を受ける前の直前同期の売上高等と、最近3か月の売上高等との比較

6 1 危機関連保証

突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著しい信用収縮が生じた中小企業者の経営の安定に必要な資金について行う保証

保証対象者	売上高等が減少する等、経営の安定に支障が生じていることについて市町村長の認定を受けた中小企業者 ^(注)
保証限度額	2億8,000万円（組合は4億8,000万円） ※本保証、経営安定関連保証（セーフティネット保証）、災害関係保証（東日本大震災及び危機関連保証に係る災害に限る。）及び東日本大震災復興緊急保証との合算限度額は5億6,000万円
資金使途	経営の安定に必要な運転資金・設備資金
保証期間	10年以内（据置期間2年以内）
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	手形貸付・証書貸付
返済方法	分割返済
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率	年0.8%
必要書類	市町村長の認定書
保証割合	責任共有制度対象外（100%保証）
審査担当部署	各事務所・支所
その他	①経済産業大臣が定める危機指定期間（原則1年以内）に認定が行われます。 ②認定書の有効期間内に金融機関又は保証協会に保証申込が行われていれば、保証承諾が有効期間経過後となっても対象となります。

（注）認定基準は、次のとおりです。

- ①金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、資金調達が必要となっている。
- ②原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比べ15%以上減少、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が15%以上の減少が見込まれる。

経済産業大臣の認定を受けた事業継続力強化計画に従って行われる事業継続力強化に必要な資金について行う保証

保証対象者	事業継続力強化 ^(注) に関する計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた、中小企業・小規模事業者	
保証限度額	ア	2億8,000万円（組合は4億8,000万円）
	イ	新事業開拓保証に係る場合 3億円（組合は6億円） ※新事業開拓保証に係る他の保証と合算になります。
	ウ	海外投資関係保証に係る場合 4億円（組合は6億円） ※海外投資関係保証に係る他の保証と合算になります。
資金使途	運転資金・設備資金	
保証期間	20年以内	
貸付利率	金融機関所定の貸付利率	
貸付形式	原則として、証書貸付	
返済方法	原則として、均等分割返済	
担保	必要に応じて提供していただきます。	
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。	
保証料率	年0.70%（有担保割引なし） ※併用する保証により料率は異なります。	
必要書類	①認定を受けた事業継続力強化計画に係る認定申請書の写し ②新事業開拓保証の場合は、新事業であることを証する書面、認定申請書、新事業の開拓に関する計画書 ③海外投資関係保証の場合は、海外直接投資の事業に要する資金であることを証する書面（海外投資関係保証所定の計画書）	
保証割合	責任共有制度対象	
審査担当部署	経営支援部	

（注）事業継続力強化とは、事業者が、自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害の発生が事業活動に与える影響を踏まえて、自然災害等が発生した場合における対応手順の決定、当該影響の軽減に資する設備の導入、損害保険契約の締結、関係者との連携及び協力その他の事業活動に対する当該影響の軽減及び事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、必要な組織の整備、訓練の実施その他の当該対策の実効性を確保するための取組を行うことにより、自然災害等が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化を図ることをいいます。

6 3 連携事業継続力強化関連保証

経済産業大臣の認定を受けた連携事業継続力強化計画に従って行われる連携事業継続力強化に必要な資金について行う保証

保証対象者	(1) 連携事業継続力強化^(注1)に関する計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた、中小企業・小規模事業者 (2) 連携事業継続力強化に関する計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた、中小企業・小規模事業者と共同で当該連携事業継続力強化の実施を行う大企業者（中小企業者を除く）のうち、次に掲げる者（中小企業者へののみなし措置） ①資本金の額又は出資の総額が10億円以下の会社、医業を主たる事業とする法人、及び歯科医業を主たる事業とする法人 ②常時使用する従業員数が2,000人以下の会社、医業を主たる事業とする法人、歯科医業を主たる事業とする法人、社会福祉法人^(注2)、特定非営利活動法人及び個人
保証限度額	保証対象者（1）の場合
	ア 2億8,000万円（組合は4億8,000万円）
	イ 新事業開拓保証に係る場合 3億円（組合は6億円） ※新事業開拓保証に係る他の保証と合算になります。
	ウ 海外投資関係保証に係る場合 3億円（組合は6億円） ※海外投資関係保証に係る他の保証と合算になります。
	保証対象者（2）の場合
2億8,000万円（組合は4億8,000万円）（一般枠）	
資金使途	保証対象者（1）の場合
	連携事業継続力強化計画に従って行われる連携事業継続力強化に必要な運転資金及び設備資金。
	保証対象者（2）の場合
経済産業大臣の認定を受けた、連携事業継続力強化計画の実施期間内において、「災害救助法第2条1項に規定する災害発生市町村の区域内」又は「突発的な事由として経済産業大臣が指定するものに起因して、事業所を有する事業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる地域として経済産業大臣が指定する地域内」に事業所を有する認定連携事業継続力強化を行う大企業者又は事業所を有する事業者と共同で認定連携事業継続力強化を行う大企業者が、連携事業継続力強化に必要とする運転資金及び設備資金	
保証期間	20年以内
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	原則として、証書貸付
返済方法	原則として、均等分割返済

担 保	必要に応じて提供していただきます。																																								
連 帯 保 証 人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。																																								
保 証 料 率	保証対象者（１）の場合																																								
	年 0.70%（有担保割引なし） ※併用する保証により料率は異なります。																																								
	保証対象者（２）の場合																																								
	経営状況に応じて決定（下表参照）																																								
	<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr><tr><td rowspan="2">責任共有 保証料率</td><td>貸借対照表あり</td><td>1.90%</td><td>1.75%</td><td>1.55%</td><td>1.35%</td><td>1.15%</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td></tr><tr><td>貸借対照表なし</td><td colspan="9">1.15%</td></tr></table>										区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有 保証料率	貸借対照表あり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	貸借対照表なし	1.15%							
区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																															
責任共有 保証料率	貸借対照表あり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%																															
	貸借対照表なし	1.15%																																							
必 要 書 類	①認定を受けた連携事業継続力強化計画に係る認定申請書の写し ②新事業開拓保証の場合は、新事業であることを証する書面、認定申請書、新事業の開拓に関する計画書 ③海外投資関係保証の場合は、海外直接投資の事業に要する資金であることを証する書面（海外投資関係保証所定の計画書）																																								
保 証 割 合	責任共有制度対象																																								
審 査 担 当 部 署	経営支援部																																								

（注 1）連携事業継続力強化とは、複数の中小企業者が連携して行う事業継続力強化^{（注 3）}をいいます。

（注 2）主たる事業が医業でない場合も保証対象となります。

（注 3）事業継続力強化とは、事業者が、自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害の発生が事業活動に与える影響を踏まえて、自然災害等が発生した場合における対応手順の決定、当該影響の軽減に資する設備の導入、損害保険契約の締結、関係者との連携及び協力その他の事業活動に対する当該影響の軽減及び事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、必要な組織の整備、訓練の実施その他の当該対策の実効性を確保するための取組を行うことにより、自然災害等が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化を図ることをいいます。

主務大臣の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人が、輸出促進業務の実施に必要な資金について行う保証

保証対象者	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第43条第1項の規定に基づき、主務大臣の認定を受け輸出促進業務を行う一般社団法人又は一般財団法人 ^(注1)
保証限度額	2億8,000万円 ※特例保証ではあるが、別枠ではなく、一般の普通保険（2億円）及び無担保保険（8,000万円）の範囲内となります。
資金使途	輸出促進業務 ^(注2) の実施に必要な運転資金・設備資金
保証期間	20年以内
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
貸付形式	原則として、証書貸付
返済方法	原則として、均等分割返済
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率	年1.15%
必要書類	①認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人であることを証する書面 ②輸出促進業務に関する計画書
保証割合	責任共有制度対象
審査担当部署	経営支援部

（注1）一般社団法人は、社員総会における議決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものをいいます。一般財団法人は、設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上を中小企業者が拠出しているものをいいます。

（注2）輸出促進業務とは、次に掲げる業務のことをいいます。

- ①輸出先国の市場、輸入条件その他の農林水産物又は食品の輸出を促進するために必要な事項に関する調査研究
- ②商談会への参加、広報宣伝その他の農林水産物又は食品の輸出先国における需要の開拓
- ③農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者に対する必要な情報の提供及び助言
- ④農林水産物又は食品の品質又は包装についての規格その他の農林水産物又は食品の輸出を促進するために必要な規格の策定

- ⑤農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者の同意を得て、当該農林水産物又は食品の生産量等に応じた拠出金を収受し、当該拠出金を当該農林水産物又は食品の輸出の促進のために必要な環境の整備に充てる仕組みの構築及び運用

認定供給確保事業（主務大臣の認定を受けた供給確保計画^{（注1）}に従って行われる特定重要物資等^{（注2）}の安定的な供給の確保のための取組に関する事業）に必要な資金について行う保証

保証対象者	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第9条第1項、同条第2項の規定に基づき、主務大臣の認定を受け認定供給確保事業を行う中小企業者	
保証限度額	ア	2億8,000万円（組合は4億8,000万円）
	イ	新事業開拓保証に係る場合 3億円（組合は6億円） ※新事業開拓保証に係る他の保証と合算になります。
	ウ	海外投資関係保証に係る場合 3億円（組合は6億円） ※海外投資関係保証に係る他の保証と合算になります。
資金使途	認定供給確保事業に必要となる運転資金・設備資金	
保証期間	20年以内	
貸付利率	金融機関所定の貸付利率	
貸付形式	原則として、証書貸付	
返済方法	原則として、均等分割返済	
担保	必要に応じて提供していただきます。	
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。	
保証料率	年0.70%（有担保割引なし） ※併用する保証により料率は異なります。	
必要書類	①認定を受けた供給確保計画に係る認定申請書及び認定書の写し ②新事業開拓保証の場合は、新事業であることを証する書面、認定申請書、新事業の開拓に関する計画書 ③海外投資関係保証の場合は、海外直接投資の事業に要する資金であることを証する書面（海外投資関係保証所定の計画書）	
保証割合	責任共有制度対象	
審査担当部署	経営支援部	

（注1） 特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする者が単独又は共同で作成する、特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関する計画。

（注2） 特定重要物資又はその生産に必要な原材料等のこと。特定重要物資とは、国民の生存に必要不可欠な若しくは広く国民生活若しくは経済活動が依拠している重要な物資又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置若しくはプログラムについて、外部に過度に依存し、又は依存するおそれがある場合において、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため、当該物資若しくはその生産に必要な原材料等の生産基盤の整備、供給源の多様化、備蓄、生産技術の導入、開発若し

くは改良その他の当該物資等の供給網を強靱化するための取組又は物資等の使用の合理化、代替となる物資の開発その他の当該物資等への依存を低減するための取組により、当該物資等の安定供給確保を図ることが特に必要と認められるものとして、政令で指定されるものをいう。

保証限度額及び保証対象者一覧表

《一般保証関係》

保証限度額及び保証対象者一覧表

保証対象者 保証限度額		個人	会社	医療法人等	特定非営利活動法人	中小企業等 協同組合	事業協同組合	事業協同小組合	企業組合	信用協同組合	農林水産業組合等（注1）	消費生活協同組合・同連合会	協業組合	商工組合	商工組合連合会	商店街振興組合・同連合会	生活衛生同業組合	生活衛生同業小組合・同連合会	酒類業組合等（注2）	内航海運組合・同連合会	一般社団法人・一般財団法人	認定支援機関	社会福祉法人
1 輸入与信保証	2億80百万円	○	○																				
2 根保証（手形割引根保証、手形貸付根保証）	2億80百万円	○	○	○	○						○	○								○			
	4億80百万円					○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○				
3 長期経営資金保証	2億円	○	○																				
4 予約保証	20百万円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
5 地域ふれあい保証	20百万円	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
6 ぐるり瀬戸内活性化保証（せとうち保証）	50百万円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
7 自主廃業支援保証	30百万円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

（注1）農林水産業組合等とは、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいいます。

（注2）酒類業組合等とは、酒造組合、同連合会、同中央会、酒販組合、同連合会及び同中央会をいいます。

《別枠・特別保証関係等》

保証限度額及び保証対象者一覧表

保証対象者		個人	会社	医療法人等	特定非営利活動法人	中小事業協同組合	企業協同組合	信用協同組合	農林水産業組合等（注1）	消費生活協同組合・同連合会	協業組合	商工組合	商工組合連合会	商店街振興組合・同連合会	生活衛生同業組合	生活衛生同業小組合・同連合会	酒類業組合等（注2）	内航海運組合・同連合会	一般社団法人・一般財団法人	認定支援機関	社会福祉法人
保証限度額	保証対象者																				
8 流動資産担保融資保証	◎	2億円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
9 特定社債保証	（注3）	4億50百万円	○																		
10 海外投資関係保証	●（注4）	2億円	○	○	○					○	○				○	○	○	○			
	●（注5）	4億円				○	○	○	○			○	○	○							
11 新事業開拓保証	○（注6）	2億円	○	○	○					○	○				○	○	○	○			
	○（注7）	4億円				○	○	○	○			○	○	○							
12 エネルギー対策保証		2億円	○	○	○					○	○				○	○	○	○			
		4億円				○	○	○	○			○	○	○							
13 事業再生保証		2億円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
14 公害防止保証		50百万円	○	○	○					○	○				○	○	○	○			
		1億円				○	○	○	○			○	○	○							
15 一括支払契約保証	（注8）	10億円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
16 経営安定関連（セーフティネット）保証		2億80百万円	○	○	○					○	○							○			
	（注9）	4億80百万円				○	○	○	○			○	○	○	○	○	○				
17 創業関連保証	（注10）	35百万円	○	○																	
18 再挑戦支援保証	（注11）	35百万円	○	○																	
19 連携創業支援等関連保証		2億80百万円			○														○		
20 経営革新関連保証	ア	2億80百万円	○	○						△								○			
	イ	4億80百万円				○	○	○	○			○	○	○	○	○	○				
	○ウ	3億円	○	○						△					○	○	○	○			
	○エ	6億円				○	○	○	○			○	○	○							
	●オ	3億円	○	○						△					○	○	○	○			
	●カ	6億円				○	○	○	○			○	○	○							
21 経営革新等支援関連保証		2億80百万円			○														○		
22 経営力向上関連保証	ア	2億80百万円	○	○						△								○			
	イ	4億80百万円				○	○	○	○			○	○	○	○	○	○				
	○ウ	3億円	○	○						△					○	○	○	○			
	○エ	6億円				○	○	○	○			○	○	○							
	●オ	3億円	○	○						△					○	○	○	○			
	●カ	6億円				○	○	○	○			○	○	○							
23 特定新技術事業活動関連保証	○ウ	3億円	○	○						△					○	○	○	○			
	○エ	6億円				○	○	○	○			○	○	○							
24 先端設備等導入関連保証		2億80百万円	○	○						△								○			
		4億80百万円				○	○	○	○			○	○	○	○	○	○				
25 特定信用状関連保証		2億円	○	○						△								○			
		4億円				○	○	○	○			○	○	○	○	○	○				

保証限度額及び保証対象者一覧表

保証限度額		保証対象者																個人	会社	医療法人等	特定非営利活動法人	中小企業等協同組合		農林水産業組合等（注1）	消費生活協同組合・同連合会	協業組合	商工組合	商工組合連合会	商店街振興組合・同連合会	生活衛生同業組合	生活衛生同業小組合・同連合会	酒類業組合等（注2）	内航海運組合・同連合会	一般社団法人・一般財団法人	認定支援機関	社会福祉法人
		事業協同組合	事業協同小組合	協同組合連合会	企業組合	信用協同組合																														
26 地域経済牽引事業関連保証	2億80百万円	○	○		○								▲	○																						
	4億80百万円					○	○	○	○						○	○	○	○			○															
27 地域経済牽引支援関連保証	2億80百万円																																	○		
28 農商工等連携事業関連保証	ア 2億80百万円	○	○										▲	○																						
	イ 4億80百万円					○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○														
	○ ウ 4億円	○	○										▲	○					○	○	○	○														
	○ エ 6億円					○	○	○	○						○	○	○																			
	● オ 4億円	○	○										▲	○					○	○	○	○														
	● カ 6億円					○	○	○	○						○	○	○																			
	◎ キ 2億円	○	○			○	○	○	○				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
29 農商工等連携支援関連保証	2億80百万円				○																												○			
30 商店街活性化事業関連保証	2億80百万円	○	○																																	
	4億80百万円					○	○	○	○						○	○	○	○																		
31 商店街活性化支援関連保証	2億80百万円				○																												○			
32 商店街活性化促進事業関連保証	2億80百万円	○	○	○	○								○	○														○								
	4億80百万円					○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○														
33 商店街整備等支援関連保証	2億80百万円																																○			
34 中心市街地商業等活性化関連保証 （注12）	2億80百万円	○	○										△																			○				
	4億80百万円					○	○	○	○						○	○	○	○																		
35 中心市街地商業等活性化支援関連保証 ただし、34を含める （注13）	5億60百万円		○																														○			
36 中小小売商業関連保証	2億80百万円	○	○																																	
	4億80百万円					○	○	○	○						○	○	○	○																		
37 流通業務総合効率化関連保証	2億80百万円	○	○										△																							
	4億80百万円					○	○	○	○						○	○	○																			
38 小規模事業者支援関連保証	2億80百万円				○																												○			
39 特定下請連携事業関連保証	ア 2億80百万円	○	○																																	
	イ 4億80百万円											○			○																					
	○ ウ 4億円	○	○																																	
	○ エ 6億円											○			○																					
40 下請振興関連保証	2億80百万円	○	○																																	
	4億80百万円											○			○																					
	◎ 2億	○	○									○			○																					
41 下請中小企業取引機会創出事業関連保証	ア 2億80百万円	○	○																																	
	イ 4億80百万円											○			○																					
	○ ウ 3億	○	○																																	
	○ エ 6億											○			○																					

保証限度額及び保証対象者一覧表

保証対象者 保証限度額		個人	会社	医療法人等	特定非営利活動法人	中小企業等協同組合				農林水産業組合等（注1）	消費生活協同組合・同連合会	協業組合	商工組合	商店街振興組合・同連合会	生活衛生同業組合	酒類業組合等（注2）	内航海運組合・同連合会	一般社団法人・一般財団法人	認定支援機関	社会福祉法人
						事業協同組合	事業協同小組合	協同組合連合会	企業組合											
42 情報提供支援関連保証	2億80百万円																	○		
43 情報処理支援関連保証	2億80百万円																	○		
44 技術等情報漏えい防止措置関連保証	2億80百万円																	○		
45 情報処理システム運用・管理関連保証	2億80百万円	○	○	○	○						○	○						○		
	4億80百万円					○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			
46 特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証	2億80百万円	○	○	○							▲							○		
	4億80百万円						○	○	○	○			○	○	○	○	○			
47 伝統的工芸品支援関連保証	2億80百万円																		○	
48 地域伝統芸能等関連保証	2億80百万円	○	○	○	○						○	○						○		
	4億80百万円						○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			
49 労働力確保関連保証	2億80百万円	○	○								△									
	4億80百万円						○	○	○	○			○	○	○	○		△		
50 社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証	ア 2億80百万円	○	○																	
	イ 3億円	○	○																	
	ウ 3億円	○	○																	
51 経営承継関連保証	2億80百万円	○	○																	
52 特定経営承継関連保証	2億80百万円	○																		
53 経営承継準備関連保証	2億80百万円	○	○																	
54 特定経営承継準備関連保証	2億80百万円	○																		
55 経営承継借換関連保証	2億80百万円		○																	
56 事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）	2億80百万円	○	○								△							○		
	4億80百万円						○	○	○	○			○	○	○	○	○			
57 事業再生円滑化関連保証	2億80百万円	○	○								△							○		
	4億80百万円						○	○	○	○			○	○	○	○	○			
58 特定中小企業再生支援関連保証	2億80百万円																		○	
59 災害関係保証 （注14）	2億80百万円	○	○	○	○						○	○						○		
	4億80百万円						○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			
60 東日本大震災復興緊急保証 （注15）	2億80百万円	○	○	○	○						○	○						○		
	4億80百万円						○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			
61 危機関連保証 （注16）	2億80百万円	○	○	○	○						○	○						○		
	4億80百万円						○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			
62 事業継続力強化関連保証	ア 2億80百万円	○	○								△	○						○		
	イ 4億80百万円						○	○	○	○			○	○	○	○	○			
	ウ 3億円	○	○								△	○			○	○	○	○		
	エ 6億円						○	○	○	○			○	○	○					
	オ 4億円	○	○								△	○			○	○	○	○		
	カ 6億円						○	○	○	○			○	○	○					

保証限度額及び保証対象者一覧表

保証対象者 保証限度額			個人	会社	医療法人等	特定非営利活動法人	中小企業等協同組合	事業協同組合	事業協同組合連合会	企業組合	信用協同組合	農林水産業組合等（注1）	消費生活協同組合・同連合会	協業組合	商工組合	商工組合連合会	商店街振興組合・同連合会	生活衛生同業組合	生活衛生同業小組合・同連合会	酒類業組合等（注2）	内航海運組合・同連合会	一般社団法人・一般財団法人	認定支援機関	社会福祉法人	
63 連携事業継続力強化関連保証	○ ○ ● ● (注17)（一般枠）	ア 2億80百万円	○	○									△								○				
		イ 4億80百万円					○	○	○	○					○	○	○	○	○	○					
		ウ 3億円	○	○									△					○	○	○	○	○			
		エ 6億円					○	○	○	○					○	○	○								
		オ 3億円	○	○									△					○	○	○	○	○			
		カ 6億円					○	○	○	○					○	○	○								
		キ 2億80百万円	○	○	○	○																			○
64 農林水産物・食品輸出促進支援関連保証			2億80百万円																			○			
65 供給確保関連保証	○ ○ ● ●	ア 2億80百万円	○	○	○							▲										○			
		イ 4億80百万円					○	○	○	○					○	○	○	○	○	○					
		ウ 3億円	○	○	○								▲					○	○	○	○	○			
		エ 6億円					○	○	○	○					○	○	○								
		オ 3億円	○	○	○								▲					○	○	○	○	○			
		カ 6億円					○	○	○	○					○	○	○								

「○」は、新事業開拓保険に係る場合の枠組みです。
「●」は、海外投資関係保険に係る場合の枠組みです。
「◎」は、流動資産担保融資保険に係る場合の枠組みです。

（注1）農林水産業組合等とは、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいいます。

※「△」の場合は、水産加工業協同組合・同連合会に限り対象となります。

※「▲」の場合は、漁業生産組合、共済水産業協同組合連合会及び生産森林組合を除き対象となります。

（注2）酒類業組合等とは、酒造組合、同連合会、同中央会、酒販組合、同連合会及び同中央会をいいます。

※「△」の場合は、酒造組合中央会、酒販組合中央会を除き対象となります。

（注3）普通保険及び無担保保険に係る保証（経営安定関連保証及び危機関連保証を除く。）の利用残高との合算限度額は5億円となります（ただし、特定支払契約保険に係る保証がある場合は10億円となります。）。

（注4）「21オ」、「23オ」、「51ウ」、「64オ」との合算の限度額は3億円、「29オ」、「63オ」との合算の限度額は4億円となります。

（注5）「21カ」、「23カ」、「29カ」、「63カ」、「64カ」との合算の限度額は6億円となります。

（注6）「21ウ」、「23ウ」、「24ウ」、「42ウ」、「51イ」、「63ウ」、「64ウ」との合算の限度額は3億円、「29ウ」、「40ウ」との合算の限度額は4億円となります。

（注7）「21エ」、「23エ」、「24エ」、「29エ」、「40エ」、「42エ」、「63エ」、「64エ」との合算の限度額は6億円となります。

（注8）普通保険及び無担保保険に係る保証（経営安定関連保証及び危機関連保証を除く。）、特定社債保険に係る保証の利用残高との合算限度額（10億円）となります。

（注9）災害関係関連保証（東日本大震災にかかるものに限る。）との合算限度額は2億80百万円となります。中小企業信用保険法第2条第4項第6号に該当し市町村長の認定を受けた個人、会社、医療法人等、消費生活協同組合・同連合会、内航海運組合・同連合会については3億80百万円となります。また、災害関係保証（東日本大震災及び危機関連保証に係る災害に限る。）、東日本大震災復興緊急保証及び危機関連保証との合算限度額は5億60百万円となります。

（注10）創業等関連保証（令和3年8月廃止）及び再挑戦支援保証との合算限度額は35百万円となります。また、創業関連保証、創業等関連保証（令和3年8月廃止）、再挑戦支援保証及び一般無担保保険に係る保証の利用残高との合算限度額は80百万円となります。

（注11）創業関連保証及び創業等関連保証（令和3年8月廃止）との合算の限度額は35百万円で、その他は創業関連保証に準じます。

（注12）特定会社について、一般保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証の利用残高との合算の限度額は5億60百万円、一般社団法人又は一般財団法人について、中心市街地商業等活性化支援関連保証の利用残高との合算の限度額は5億60百万円となります。

（注13）特定会社は一般保証及び中心市街地商業等活性化関連保証を、一般社団法人又は一般財団法人は中心市街地商業等活性化関連保証をそれぞれ含めます。

（注14）本保証（東日本大震災にかかるものに限る。）と経営安定関連保証との合算限度額は2億80百万円となります。また、本保証（東日本大震災及び危機関連保証に係る災害に限る。）、経営安定関連保証、危機関連保証及び東日本大震災復興緊急保証との合算限度額は5億60百万円となります。

（注15）災害関係保証（東日本大震災及び危機関連保証に係る災害に限る。）、経営安定関連保証及び危機関連保証との合算限度額は5億60百万円となります。

（注16）災害関係保証（東日本大震災及び危機関連保証に係る災害に限る。）、経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証との合算限度額は5億60百万円となります。

（注17）保証対象者（2）の場合のみ利用が可能となります。

提出書類

当協会への申込みに当たっては、以下の書類が必要となり詳しくは、次項の「お問い合わせ・ご相談窓口」にお問い合わせください。

申込みに必要な書類

	書 類 名	留 意 事 項	確 認																		
通常 申 込 時 に 必 要 な 基 本 資 料	信 用 保 証 依 頼 書	保証申込の都度、必要となります。金融機関にて作成いたします。																			
	信 用 保 証 委 託 申 込 書	保証申込の都度、必要となります。																			
	信 用 保 証 委 託 契 約 書	申込時ではなく貸付実行時に作成・提出となります。 日付欄には記入日を記載頂き、印鑑登録されている実印を押印願います。																			
	個人 情 報 の 取 扱 い に 関 す る 同 意 書	原則として、初めてご利用いただく際に必要となります。 保証申込の関係者(本人、連帯保証人、担保提供者等)から個別に提出願います。																			
	確 定 申 告 書 (写) (決 算 書)	直近2期分(別表及び勘定科目内訳明細のあるもの)が必要となります。 また、必要に応じ原本やそれ以前の申告書を確認させていただく場合もあります。 なお、個人番号が記載されている場合は、マスキング(黒塗り等)の上、提出願います。																			
	残 高 試 算 表	原則として決算期から6か月以上経過している場合、必要となります。																			
	履 歴 事 項 全 部 証 明 書 (商 業 登 記 簿 謄 本) (写)	初めてご利用いただく際に最近3か月以内のものが必要となります。 2回目以降は、原則として前回までの利用時から変更のあった場合に必要となります。																			
	印 鑑 証 明 書 (写)	初めてご利用いただく際に申込人(法人・個人)及び連帯保証人について、最近3か月以内のものが各1通必要となります。 2回目以降は、原則として前回までの利用時から変更のあった場合に必要となります。																			
そ の 他 必 要 に 応 じ て 提 出 し て い た だ く 資 料	「 経 営 者 保 証 に 関 す る ガ イ ド ラ イ ン 」 等 に 係 る ご 説 明	制度を問わず、経営者保証を徴求する全ての保証申込において必要となります。																			
	納 税 証 明 書	法人の場合は、法人税又は事業税の証明書が必要となります。 個人の場合は、所得税又は事業税の証明書が必要となります。 ただし、どちらの証明書も添付できない場合には、住民税の証明書が必要となります。																			
	許 認 可 証 (写) 等	事業上に必要な許認可証等の写しを添付願います。 なお、すでに提出済で、その許認可証等が有効期間内である場合には添付不要です。																			
	従 業 員 数 確 認 資 料	保証申込時に当該資本金を超えており、従業員数が次表に該当する場合は、従業員数の確認書類が必要となります。 <table border="1"><thead><tr><th>業 種</th><th>資 本 金</th><th>従 業 員 数</th></tr></thead><tbody><tr><td>製 造 業 等</td><td>3億円超</td><td>270人超</td></tr><tr><td>卸 売 業</td><td>1億円超</td><td>90人超</td></tr><tr><td>小 売 業</td><td>5,000万円超</td><td>45人超</td></tr><tr><td>サ ー ビ ス 業</td><td>5,000万円超</td><td>90人超</td></tr><tr><td>政 令 特 例 業 種</td><td colspan="2">該当する資本金を超え、かつ、従業員数が定められた従業員数の9割を超えているもの</td></tr></tbody></table> 従業員数が上記の場合、確認資料は原則として次の(1)、(2)いずれかが必要となります。 (1)労働保険概算・増加概算確定保険料申告書(写) (2)日本年金機構等公的機関による証明書 ただし、この書類が提出できない場合は、次のいずれかの書類(写)を提出願います。 (ア)「法人の事業概況説明書」(イ)「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表」(ウ)「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」(エ)「資金台帳」	業 種	資 本 金	従 業 員 数	製 造 業 等	3億円超	270人超	卸 売 業	1億円超	90人超	小 売 業	5,000万円超	45人超	サ ー ビ ス 業	5,000万円超	90人超	政 令 特 例 業 種	該当する資本金を超え、かつ、従業員数が定められた従業員数の9割を超えているもの		
	業 種	資 本 金	従 業 員 数																		
	製 造 業 等	3億円超	270人超																		
	卸 売 業	1億円超	90人超																		
小 売 業	5,000万円超	45人超																			
サ ー ビ ス 業	5,000万円超	90人超																			
政 令 特 例 業 種	該当する資本金を超え、かつ、従業員数が定められた従業員数の9割を超えているもの																				
住 民 票、在 留 カ ー ド (写) 又 は 特 別 永 住 者 証 明 書 (写)	申込人(法人代表者を含む。)または連帯保証人が外国人である場合に、在留資格および在留期間(満了日)等の確認のため必要となります。 住民票は、個人で、新規のあつせん申込みの場合に必要となります。 住民票は、最近3か月以内のものが必要となります。 なお、個人番号が記載されている場合は、マスキング(黒塗り等)の上、提出願います。																				
設 見 積 書 又 は 契 約 書 等 (写)	建物の建築、機械等の設備の場合に必要となります。																				
金 備 建 築 確 認 申 請 書 (写)	原則として、申込人が建築申請人であることが必要です。																				
場 担 保 を 提 供 し た だ く	全 部 事 項 証 明 書 (不 動 産 登 記 簿 謄 本)	新規担保提供時に最新のものを提出願います。																			
	公 図 (地 積 測 量 図)																				
	建 物 図 面 ・ 各 階 平 面 図																				
	住 宅 地 図 (所 在 地 略 図)																				
	土 地 賃 貸 借 契 約 書 (借 地 契 約 書)	借地上的建物を担保提供いただく場合に必要となります。																			
	借 地 権 に 関 す る 確 認 書																				
合	先 行 す る 租 税 債 権 が な い か どうか の 確 認 資 料	新規担保提供時に所得税・消費税の納税証明書その3等を提出願います。																			

※団体信用生命保険を希望される方には、別に保証協会専用の「申込書兼告知書」が必要となります(詳細はパンフレット等をご参照ください。)

なお、以上のほか制度保証毎に必要な資料やその他追加資料を提出していただくことがあります。

※個人番号が記載された書類を提出いただく場合は、マスキング(黒塗り等)の上、提出願います。マスキング(黒塗り等)されていない場合、書類を返却させていただくことがあります。

お問い合わせ・ご相談の窓口

お問い合わせ・ご相談窓口		電話番号	担当地域（お客様の主たる営業所所在地）
経営支援部	支援推進課	078(393)4024	兵庫県下全域（経営支援にかかる保証申込・条件変更に関すること）
	〔女性企業家相談窓口〕	〔078(393)3910〕	
	創業準備相談窓口	078(393)3912	
	事業承継相談窓口	078(393)3962	
	〔経営サポート相談窓口〕	〔078(393)3969〕	
神戸事務所	保証相談一課	078(393)3909	神戸市中央区
	保証相談二課	078(393)3913	神戸市東灘区、灘区、兵庫区、北区
	保証相談三課	078(393)3916	神戸市長田区、須磨区、垂水区、西区
阪神事務所	保証相談一課	06(6411)4146	尼崎市、伊丹市
	保証相談二課	06(6411)4147	西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡
姫路事務所	保証相談一課	079(289)3611	姫路市（区部を除く。）
	保証相談二課	079(289)3612	姫路市（区部に限る。）、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡
但馬支所		0796(22)5171	豊岡市、養父市、朝来市、美方郡
淡路支所		0799(22)4493	洲本市、南あわじ市、淡路市
西脇支所		0795(22)6775	西脇市、三木市、小野市、加西市、丹波篠山市、丹波市、加東市、多可郡
加古川支所		079(424)1105	明石市、加古川市、高砂市、加古郡

相談窓口	郵便番号	住所
神戸事務所、経営支援部	651-0195	神戸市中央区浪花町 62-1
阪神事務所	660-0881	尼崎市昭和通 3-96 尼崎商工会議所会館 3F
姫路事務所	670-0965	姫路市東延末 3 丁目 27-2
但馬支所	668-0024	豊岡市寿町 8-7
淡路支所	656-0025	洲本市本町 3 丁目 1-8
西脇支所	677-0015	西脇市西脇 885-27
加古川支所	675-0064	加古川市加古川町溝之口 788